

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **128**

2017・6

目 次

＝福井大学未払賃金等請求裁判控訴資料＝
控 訴 理 由 書

島 田 広 (1)

＝庄野義之先生遺稿＝
「ゆらぎ」、「多様性」と事物の変化

庄 野 義 之 (23)

学生運動の源流「東京帝国大学新人会」
—第2回 東京帝大新人会の活動—

高 木 秀 男 (38)

＝編集後記＝

(46)

日本科学者会議福井支部

＝新著紹介＝

平野治和編著

『花もひらかぬ一八のまま
—沖繩戦で散った少年飛行兵の日誌—』

合同フォレスト (四六判上製 325 頁 2000 円＋税)

沖繩戦で 18 歳の若さで戦死した、光陽生協クリニックの平野治和院長の叔父にあたる平野利夫さんの修養日誌が、貴重な歴史資料として公刊された。2015 年 5 月 30 日にこの少年兵の日誌を発見された平野治和氏が、医師という忙しい仕事をしながら週末の時間をさいて公刊にこぎつけた。少年兵は 40 万人もいたが、これまで少年兵の日誌が公刊されたことはないという。安倍政権が憲法違反の安保関連法案を強行可決して、戦前への回帰の世相も公刊への動機となった。

本書は少年兵だった平野利男の水戸陸軍航空通信学校時代の日誌を全文、原文のまま掲載することを刊行目的としているが、この本にはさまざまな工夫がされている。日誌を読むための知識、一般の読者にはなじみの薄い軍隊、電気通信、無線機、モールス信号、暗号などにつき、専門家の協力をえて丁寧に説明している。また日誌の記述の中でも、必要と思われる箇所には注釈をつけている。なお当時の少年たちのかかれていた立場を理解するために、江藤千秋著『積乱雲の彼方に—愛知一中予科練総決起事件の記録—』（法政大学出版局）を合わせて読まれることを勧めたい。

(高木秀男)



目次

はじめに

利夫と 15 年戦争の年表

日本地図と利夫の足跡

第 1 章 生い立ちから水戸陸軍
航空通信学校入校まで

第 2 章 日誌を読むための知識

第 3 章 修養日誌 一冊目

第 4 章 修養日誌 二冊目

第 5 章 修養日誌 三冊目

第 6 章 水戸陸軍航空通信学校
卒業から沖繩戦での戦
死まで

参考文献

おわりに

＝福井大学未払賃金等請求裁判控訴資料＝
平成 29 年（ネ）第★号 未払賃金等請求控訴事件
控訴人 山根清志 外
被控訴人 国立大学法人福井大学

控 訴 理 由 書

平成 29 年 4 月 26 日

名古屋高等裁判所金沢支部 第 1 部 御中

控訴人ら訴訟代理人
弁護士 島 田 広

第 1 はじめに

本件は、国立大学法人である被控訴人が、東日本大震災後の復興財源の確保を理由とする政府からの「要請」と運営費交付金の減額を根拠に、教職員の給与及び退職手当を一方的に減額した、就業規則の不利益変更の合理性が争点となる事案である。

いうまでもなく、また、原判決も認めるとおり、給与及び退職手当という労働者の重要な権利に関する就業規則の不利益変更については、それを「法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性」がなければその効力を認めないというのが、確立した判例実務であり、労働契約法第 10 条の趣旨でもある。

しかるに、原判決は、一方で、被控訴人には政府からの「要請」にしたがう義務はないことを認め、被控訴人が運営する病院が多額の黒字を生じさせていることを認め、その黒字を給与削減措置の緩和の財源とすることが可能であったことを認め、コメディカル職員については不利益変更がなされなかったことを認めながら、国家公務員と全く同率の給与減額を行った被控訴人の行為には、高度の必要性があったと認定した。その根拠たるや、「社会的要請」とか「社会的な非難が向けられる」恐れといった、きわめて抽象的なものばかりであり、従来の判例実務からすれば、原判決自身が「相当に大きい」（原判決 54、81 頁）と認定した不利益を原告らに受忍させうるほどの「高度の必要性」を根拠づけるに足るものでないことは、一見して明らかである。

また、賃金の後払的性格を有するために、判例実務上も、就業規則の不利益変更の合理性判断においてより慎重な考慮が求められてきた退職手当について、恒久的財源確保の困難を指摘するだけで、激変緩和措置の検討すらせずに大幅な減額を強行した被控訴人の措置の合理性を是認した原判決は、明らかに従来の判例実務を大きく逸脱している。

これらの点において、原判決は明らかに従来の判例に違反し、労働契約法第 10 条の解釈適用を誤ったといえる。

第 2 控訴理由の要旨

本書では、判断枠組み・社会一般の情勢について述べた上で（第 3）、給与減額に関して論じ（第 4～6）、最後に退職手当減額について論じる（第 7）。

本項では、各項目の要旨を述べる。

控訴人は、以下の諸点において原判決が不当であることを、控訴の理由とするものである。

1 判断枠組み・社会一般の情勢（第3）

労働契約法第10条に基づく判断のための一事情に過ぎない社会一般の情勢を過度に重視し、さらにその中の一事情に過ぎない国家公務員給与の動向に関する情勢のみによって必要性ありとしている点は、法令解釈適用の重大な誤りがある

2 本件給与減額措置の有効性

（1）本件給与減額措置を実施する財政上の必要性がないこと（第4）

附属病院の年数億円にも及ぶ増収分を利用するなどして本件給与減額を回避・緩和することは十分に可能であるにも関わらず、原判決は後付けの被控訴人の主張を鵜呑みにしたもので、財政上の必要性は認められない

（2）変更後の就業規則の内容に相当性がないこと（第5）

国が要請した給与減額率をそのまま採用する必要性は原判決において示されておらず、緩和措置も不十分なもので相当性はない

（3）労働組合等との交渉の経緯に関する原判決の誤り（第6）

給与に関する団体交渉は、限られた時間の中で、十分な資料が示されないだけでなく、事実と反する説明がなされるなど、被控訴人の交渉態度は不誠実なものであったのに、原判決はこの点を看過している

3 本件退職手当減額措置の有効性（第7）

（1）判断遺漏があること

そもそも原告準備書面7における主張を全く無視した主張整理の誤りと判断遺漏がある

（2）重大かつ深刻な不利益を負っていること

給与規程変更と同時に実施されたことによる不利益性を全く考慮していない

（3）高度の必要性の立証がなされていないこと

本件不利益変更の当時、被控訴人が現実には退職手当減額の必要性を慎重に十分検討していたか否かが問われるべきであり、書証や尋問結果を踏まえても何ら裏付け証拠は見当たらないのに必要性を認定するのは、事実誤認である

（4）内容の相当性がないこと

少なくとも激変緩和措置を講ずることが必須であるにもかかわらず、本件不利益変更の当時、被控訴人が減額率の緩和や経過規定等緩和措置について検討した形跡すらみあたらないのに相当性を認定するのは、事実誤認である

（5）不誠実な団体交渉

わずか1回限りの短時間で、しかも財政上の必要性を示す具体的な資料を全く開示しない団体交渉の翌日に退職手当減額を決定した交渉態度は、きわめて不誠実であるのに、原判決はこの点を看過している

第3 判断枠組み・社会一般の情勢について

4 労働契約法第10条に基づく判断枠組みに関する原判決の正当性

原判決が、本件給与・退職手当減額の違法性の判断枠組みとして、労働契約法第10条によることを明らかにし、「準用通則法第63条は労働契約法第10条の特別法」であるなどとして準用通則法の社会一般の情勢により不利益変更の適否を判断すべきであったとした被控訴人の主張を退け、社会一般の情勢は労働契約法第10条による判断のための「一つの事情として位置付けるのが相当」（原判決54頁）と判断したのは、全く正当である。

原判決も指摘するとおり、国立大学法人における就業規則の不利益変更の効力は労働契約法第10条によって判断されなければならない、しかも給与・退職手当という労働者の重要な労働条件に関する不利益変更が問題となる場合には、その効力を認めるためには、これらを法的に受忍させることを肯定できるだけの高度の必要性に基づいた合理的なものであることが必要とするのが、確立した判例実務である。

5 原判決の「社会一般の情勢」に関する必要性判断の誤り

(1) 原判決の認定

ところが、原判決は、労働契約法第10条の具体的な要件の判断において、社会一般の情勢により不利益変更の必要性を認めてしまった（ただし高度の必要性まで肯定したものではない。）。

この点に関する原判決の理由を整理すれば、

- ① 政府は、給与特例法の成立前後を通じて、国立大学法人を含む独立行政法人に対して、東日本大震災の復興財源確保のため、国家公務員給与特例法に準じた人件費の削減による協力を強く期待ないし要請し、運営費交付金を削減する方針を強く示していた
- ② 上記の期待ないし要請は公共機関全体で復興財源確保に協力する姿勢を示すことが社会的に要請されていたことが背景にあり、国立大学法人に対しても給与減額措置を含めた協力が求められる社会的情勢があったと認めるのが相当

というのであり、こうした事実認定を前提に、社会一般の情勢への適合を求める準用特例法第63条の要請からして、給与減額の必要性があったことは否定できない、というのである。

さらに、原判決は、控訴人らの主張の通り、被控訴人には、上記要請ないし期待に応える義務はなく、これに応じなくとも直ちに不利益な扱いを受けることもないこと、第一次的には被控訴人自体が復興財源確保に協力する社会的責任を果たすべきであることは認めつつ、控訴人らの主張に対する認定の中で、

- ③ 仮に、被控訴人が、運営費交付金の削減にもかかわらず人件費確保を優先して被控訴人の本来的業務に実施できない部分が生じたとすれば、被控訴人に対して厳しい社会的非難が向けられることは容易に想像できる
- ④ 運営費交付金の更なる削減により、被控訴人の経営自体に大きな支障を生じさせる可能性もあながち否定できない
- ⑤ 社会一般の情勢への適合は法の要請であり、職員の給与を定めるに当たり、上記①②の諸事情を社会一般の情勢として考慮することが許されないとはいえないと認定している。

(2) 原判決の判断の誤り

ア しかしながら、上記原判決のあげる理由は、いずれもきわめて抽象的なものに過ぎず、か

ような抽象的理由で賃金・退職手当という労働者の重要な権利に関する就業規則の不利益変更の必要性を肯定することは、到底許されない。

イ また、原判決は、「(東日本大震災の復興財源確保に向けた)政府の動向、国家公務員の給与減額の経緯、公共機関全体に向けられた社会的要請」(原判決 56 頁)をもとに給与減額措置の必要性を肯定しているが、以下の点で論理の飛躍があるといわざるを得ない。

(ア) 東日本大震災の復興財源確保の要請、公共機関全体に向けられた復興に協力すべき社会的要請が、仮にあったとしても、それは、原判決も認めるとおり、第一次的には国立大学法人である被控訴人が応えるべきものである(原判決 57 頁)。

そうであれば、上記の社会的要請に基づいて運営費交付金が削減されたとしても、まずは被控訴人自身が、様々な財政上の努力をして、その穴埋めをするのが、当然の論理的帰結であろう。

しかるに、被控訴人は、運営費交付金減額の負担の大半を控訴人ら教職員に押しつけて、自らはほとんど全くといっていいほど負担していなのである。かかる状況において、控訴人らにのみ負担を押しつけて当然であるかのごとく給与減額措置の必要性を肯定する原判決の認定は、明らかに公平を失した不当なものである。

(イ) 控訴人らが原審において主張したように、被控訴人において工夫次第でいくらかでも財源確保は可能であり、仮に被控訴人に復興財源確保に協力することが社会的に要請されていたというのであれば、そのような財政的努力は、国民から賞賛されこそすれ、何ら非難されるはずもない。

ところが原判決は、復興財源確保に協力が求められていた社会的情勢を強調する一方で、何故にその負担を教職員にのみ押しつける必要があるのかについては何ら言及せず、他方において、復興財源確保のためであっても他の経費を削れば「被告に厳しい社会的非難が向けられることは容易に想像できるところ」などと判示しているのである。

仮に被控訴人に復興財源確保に協力することが社会的に要請されていたというのであれば、何故にそのために人件費以外の経費を削れば社会的に非難されるのであろうか。何故に特に人件費のみを削ることが求められていたというのであろうか。原判決はこれらの点に何ら触れておらず、その論理は矛盾し、完全に破綻している。

(ウ) なお、控訴人らも、「東日本大震災の復興に向けた政府の動向、国家公務員の給与減額の経緯、公共機関全体に向けられた社会的要請」といった事情が、社会一般の情勢を構成する一つの事情として考慮されること自体を否定するものではない。ただ、改正準用通則法第 50 条の 10 の条文及び同解説が明らかにしているように、国家公務員給与の動向に関する情勢は、民間の給与水準、当該法人の業務実績、当該職員の職務の特性及び雇用形態といった諸事情と並ぶ一つの事情に過ぎないことを主張しているのである。

原判決も認めるように、準用通則法の規定する社会一般の情勢は、労働契約法第 10 条の必要性の認定のための一事情に過ぎず、国家公務員給与の動向に関する情勢はさらにその中の一部の事情に過ぎないのであるから、これまで述べたような、きわめて抽象的な社会一般の情勢に関する事実認定をもって給与減額措置の必要性が直ちに肯定されるもので

はない。この点で、原判決の認定には明らかな法令解釈適用の誤りがある。

6 小括

以上のとおり、原判決の判断枠組みに関する認定は正当であるが、その当てはめにおいて、原判決は、自ら労働契約法第10条による判断のための「一つの事情」に過ぎないものと位置づけた社会一般の情勢を過度に重視し、さらには社会一般の情勢の中のこれまた一事情に過ぎない国家公務員給与の動向に関する情勢のみによって、就業規則不利益変更の必要性を認定しており、しかもその認定には明らかな論理の飛躍が含まれている。

さすがに原判決も、かかる事情が「給与及び退職手当という被告職員にとって重要な労働条件をその不利益に変更する（こと）を法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性」（53頁）を直接根拠づけるとまでは認定していないものの、その必要性判断には、重大な法令解釈適用上の誤りがあるといわざるを得ない。

第4 本件給与減額措置を実施する財政上の必要性がないこと

7 はじめに

原判決の判断において、とりわけ問題があるのは、附属病院の収益の補填に関する判断である。当初予算で想定したよりも数億円もの増収を実現しながら、なぜ、給与の補填に使用することが一切できないのか、疑問に答えていない。附属病院の収益に加えて複数年度をかけての会計処理を行うなど、複数の手段を組み合わせれば、本件給与減額措置を回避・緩和することはいかようにも対応できる。

また、被控訴人は国家公務員に関する給与特例法が成立する前から国からの要請がなされた場合にはそれに応じる方針を決定していたのであり、原審において展開した被控訴人の主張は、給与減額措置を正当化するための後付けの説明に過ぎない。それにもかかわらず、原判決は、この点については何ら触れることなく、被控訴人の主張を鵜呑みにしている。

原判決の判示は、さしたる検討もなく被控訴人の主張に追従した結論ありきの判断といわざるを得ない。

8 被控訴人の主張は後付けに過ぎないこと

原判決は、本件給与減額措置を実施する財政上の必要性を認めるが、財政上の必要性にかかる被控訴人の主張は、いずれも、減額を決定した平成24年5月当時に検討したものではなく、本件給与減額措置を正当化するために後付けでなされた主張である。

後付けの主張であることは、被控訴人が、平成24年度予算編成より前であり、かつ国から給与減額の要請を受ける前である平成23年10月26日開催の第34回経営協議会において、「高梨理事から…特例法案が成立した場合には、7.8%減の政府の方針に準じ、本学の方針を決定することについて説明があった後、学長から、今回方針を暫定的に承認することについて諮り、承認した。」（甲41）として、国家公務員に関する給与特例法に準じた給与減額を決定したことから明らかである。

また、被控訴人内部における検討経過に関する議事録が開示されたが（被告備書面（4）の添付書面など）、被控訴人が本件給与減額措置を財政的に回避・緩和することが可能か否かについて検討

した形跡は一切ない。本件給与減額を回避・緩和する方向の意見は一切出されていないのである。

被控訴人は、国から給与減額の要請を受ける前に本件給与減額措置を実施することを早々に決めていたのであって、財政的余裕がない旨の被控訴人の主張は後付けに過ぎないことは明らかである。

9 附属病院の収益による補填が可能であること

(1) 原判決の判断

原判決は、附属病院の収益による補填について、「被告病院では、平成 23 年度では当初予算から約 6 億 2500 万円の増収が生じ、平成 24 年度も当初予算から 6 億 0300 万円の増収が生じ、平成 25 年度も当初予算から約 9 億 3200 万円の増収が生じていたものであり、毎年のように想定以上の収益を上げることができていたものといえる。」(原判決 67 頁)と認定しつつ、一方で、附属病院において新病棟の建設や医療機器の購入などに多額の資金が必要となること、平成 24 年度および平成 25 年度の附属病院の決算において決算剰余金は生じていないことなどを理由に、「被告病院の収入に当初予算から相当額の増収が生じる状況にあり、その増収分を一部でも本件給与減額措置の緩和のための財源に充てることが一切不可能であったとまではいえないとしても、被告病院の収益を本件給与減額措置の回避又は緩和の財源に充てないという判断自体は、やむを得ない」(原判決 69 頁)と判示した。

(2) 新病棟建設や医療機器更新などの費用は当初予算に織り込み済みであること

しかし、原判決が指摘する、新病棟建設や医療機器更新などにかかる多額の費用は、償還金返還費用を含めて、当初予算に組み込まれている。和田証人も、病棟建設計画や医療機器更新計画を織り込んで予算編成を行った旨証言している(和田調書 14 頁)。

本来、当初予算の範囲内で必要な費用は賄えるはずであり、当初予算からの増収分を給与の補填にまったく充てられないということとはありえない。増収分は数億円にも上るのであるから、それをもって本件給与減額を回避することが可能であるし、回避できずとも相当程度の緩和が可能だったはずである。それにもかかわらず、増収分を給与の補填に充てることなく、新病棟建設費用等に充てたのは附属病院の経営判断に過ぎない。

給与という控訴人らの生活に直結する重要な権利に関する不利益変更であるから、それが有効とされるためには、その不利益を受忍させるだけの「高度の必要性」が認められなければならないのであって、附属病院の経営判断に一定の合理性があるという程度では足りない。

したがって、新病棟建設や医療機器更新などに費用が必要であることは、本件給与減額の財政上の必要性を基礎づける理由とはならない。

(3) 決算剰余金が生じていないことは根拠とならないこと

原判決は、「いずれの年度(注：平成 24 年度および平成 25 年度)も被告病院において決算剰余金は生じなかったのであるから、被告病院において、本件給与減額措置を回避するだけの財政的余裕があったとは直ちにはいい難い。」(原判決 68～69 頁)と判示する。

しかし、原判決も指摘するとおり、平成 24 年度においては、目的積立金約 1 億 8500 万円があるが、これは、予算に余剰があるからこそ生じたもので、財政的余裕がないとはいえない。

また、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、毎年 6 億円から 9 億 3000 万円もの当初予算からの増収が生じていることは原判決も認定する事実である。当初予算で予定していなかつ

た多額の増収が生じているにも関わらず、決算において余剰が生じてないというのであれば、それは、本件給与減額の回避・緩和を差し置いて他に収益を使用したことに他ならない。

したがって、決算剰余金が生じていない事実は、本件給与減額を回避するだけの財政的余裕がないことの根拠にはならない。

(4) 附属病院の役割・存在意義を揺るがせる事態は生じないこと

原判決は、「(収益により給与を補填することで)施設の刷新や医療機器の更新に遅れが生じ、最先端の高度医療の提供が十分に実現できない事態となれば、被告病院の存在意義が問われ、被告病院の経営自体が揺らぐことにもなりかねない」(原判決 69 頁)と判示する。

しかし、附属病院に最先端の高度医療を提供する責務があるとしても、本件給与減額措置の回避・緩和に協力すれば、施設の刷新や医療機器の更新に遅れが生じるであるとか、附属病院の経営自体が揺らぐことになりかねないといった上記判示は、あきらかに論理が飛躍している。

上述のとおり、新病棟建設計画や医療機器更新計画は当初予算において必要な経費が措置されているのであって、増収分を給与の補填に充てたところで、予算策定当初の施設の刷新や医療機器の更新の予定に遅れが生じるはずもないし、ましてや附属病院の経営を揺るがせる事態が生じることなど、およそ考えられない。

また、当初予算からの増収分は6億円～9億3000万円にも及ぶもので、その一部を本件給与減額の補填に充てることも可能である。原判決自身、「被告病院の収入に当初予算から相当額の増収が生じる状況にあり、その増収分を一部でも本件給与減額措置の緩和のための財源に充てることが一切不可能であったとまではいえないとしても」(原判決 69 頁)と判示し、増収分の一部を減額緩和に用いることが可能であったことは認めざるをえない事実である。

したがって、附属病院による収益から補填すると施設の刷新や医療機器の更新に遅れるであるとか、附属病院の役割・存在意義を揺るがせるといった事態すら生じかねないという原判決の判示は、被控訴人の主張を盲目的に追認しただけで、「高度の必要性」を基礎づけるものとは到底いえない。

(5) 附属病院の収益で数年をかけて処理することも可能であったこと

本件給与減額措置の期間は1年10か月と決まっており、給与減額を回避するために必要となる財源は限定されているから、単年度で処理することが困難であれば、複数年度かけて処理することも可能である。計画的に資金を運用して処理すれば、附属病院の経営に生じる影響はより小さくなる。

この点、原判決は、「直ちに資金繰りに窮する事態には陥らないとしても、計上した上記赤字を補填する段階で、被告の本来的な事業である教育研究のための予算に影響が生じる可能性が十分に考えられる」(原判決 65 頁)ので控訴人らの主張は採用できないと判示した。

しかし、原判決は、大学の予算による複数年度の処理を検討するのみで、附属病院の収益を利用した複数年度の処理については、まったく検討していない。

上述のとおり、附属病院の当初予算からの増収分は数億円にも及ぶもので、これをもって附属病院の経営に配慮しつつ複数年かけて処理することは容易に可能である。

このことは、原審において繰り返し主張したが(原審における原告準備書面1の9頁、原告

準備書面4の7頁, 原告準備書面7の2頁など), 原判決は無視して判断を遺漏している。

(6) 原判決認定にかかる根拠は後付けに過ぎないこと

被控訴人は, 本件給与減額を実施する前に, 附属病院の収益をもって本件給与減額措置を回避・緩和できないか検討すらしていない。このことは, 被控訴人が原審において, 大学と附属病院とは自己完結型(独立採算制)の会計制度をとっており附属病院の収益を給与等の補填に使用できないと主張していたことから明らかである。

附属病院の収益で給与を補填する余裕がないとか, 補填すれば附属病院の経営が揺らぐなどとする被控訴人の主張は, 本件給与減額措置を正当化するための後付けの説明にほかならない。減額決定前に検討されたものではないのである。

したがって, 附属病院の収益を利用できないなどとする被控訴人の主張は「高度の必要性」を基礎づけるものではなく, それを追認する原判決の判示も誤りである。

(7) 小括

以上述べたとおり, 増収分をもって本件給与減額の補填に充てることができないという原判決の判示には明らかに問題がある。年間数億円もの増収を果たしていながら, なぜそれを本件給与減額の補填に使用することができないのか, 原判決はその疑問にまったく答えていない。原判決は被控訴人の主張を無批判に受け入れて, 結論ありきの判断を行ったもので見直されなければならない。

10 予算の余剰等の利用について

(1) 原判決の判断

控訴人は, 平成24年度の補正予算において, 教育研究基盤経費が約5900万円, 特定事項経費が約4700万円減少したため, 合計約1億3500万円の予算の余剰が生じたのであるから, それを利用して給与減額を緩和することができたはずであると主張した。

これに対して, 原判決は, 「被告において, 上記補正予算において教育研究の充実を優先し, 予算残額を本件給与減額措置の緩和に充てなかったことも, 相応に合理性のある判断であったというべきである。」(原判決66頁)として, 控訴人の主張を排斥した。

(2) 相応の合理性では要件を充足しないこと

しかし, まず, 原判決が「相応に合理性のある判断であった」とする点は, 就業規則の不利益変更に関する判断枠組みを誤っている。

給与という重要な権利に関する就業規則の不利益変更が認められるためには, その不利益を受忍させるだけの「高度の必要性」が認められなければならないのであって, 「相応の合理性がある」という程度では不十分である。

(3) 事業を直ちに実施する必要性に乏しいこと

原判決は, 余剰予算で実施した事業について, 「これらの事業は, 被告の事業の根幹である教育研究の充実を目的とした重要な事業として計画的な実施が求められていたものというべきである。」(原判決65～66頁)と認定するが, これらの事業は, 年度当初には予定していなかったにも関わらず予算に余剰が生じたことから実施することになった事業であり, 直ちに実施する必要性に乏しいものである。

繰り返し述べているとおり、給与減額の就業規則の不利益変更が認められるためには「高度の必要性」が要求されているのであるから、それを上回る必要性がなければ、給与への補填を差し置いて実施することは許されない。

原判決は、これらの事業を「被告の事業の根幹である教育研究の充実を目的とした重要な事業」とするが、教育においては教員をはじめとする人材も被控訴人の事業の根幹をなす重要な要素であって、被控訴人にはその給与を維持する責務を負っている。

教員らの給与の維持よりも、当初予算では予定していなかった緊急性のない事業の方が優先順位が高いという判断は明らかに誤りである。

(4) 教育研究基盤経費の減少について

ア 控訴人が平成 24 年度の教育研究基盤経費が予算よりも 5900 万円減少しており余剰が生じていることを指摘したところ、原判決は、一方で学生納付金が減少しているから、全体として原告が指摘するほどの余剰が生じていたとは直ちにいけない（原判決 66 頁）として、控訴人の主張を排斥した。

しかし、仮に、原判決の指摘するとおり学生納付金が減少しているとしても、被控訴人は、補正予算を組んで別の事業を実施したことには変わりがない。とすれば、被控訴人は、その事業を実施せずに給与の補填に充てることができたはずで、財政上、本件給与減額措置を回避・緩和することが困難であったとはいえない。

イ また、原判決は、「教育研究基盤経費の減少額は、複数の部局が次年度以降に使用する目的で節約をした結果生じた部局決算剰余金であり、部局において目的積立金とすることを求めれば次年度に繰り越せる性質のものであることが認められるのであるから、このような部局決算剰余金の性質からすれば、これを各部局の事業に還元することなく人件費に充てるという判断をすることは困難（である）」（原判決 66 頁）と判示する。

しかし、「複数の部局が次年度以降に使用する目的で節約をした結果生じた部局決算剰余金であり」という認定については、証拠に基づかない認定である。自らの給与減額を望む教職員がいるはずもなく、剰余金での給与補填を希望するはずである。

また、被控訴人は給与を可能な限り維持する責務を負っている。この責務を果たして、本件給与減額を回避・緩和した場合には、利益が発生しないのであるから、目的積立金を積み立てることはできない。

11 次年度以降への繰越しについて

原判決は、本件給与減額措置を実施しないことで当該年度に損失が生じて、次年度以降に損失を処理することは可能であるという控訴人の主張を、被控訴人の財務構造からすれば、「仮に上記赤字により直ちに資金繰りに窮する事態には陥らないとしても、計上した上記赤字を補填する段階で、被告の本来の事業である教育研究のための予算に影響が生じる可能性が十分に考えられる」（原判決 64 頁）として排斥した。

しかし、原判決は抽象的な可能性を指摘するものに過ぎない。被控訴人においてどの程度の補填を行った場合にどのような影響が生じるのかを検討した形跡はない。被控訴人は当該年度において、損失を生じさせないように数字合わせを行っているだけで、次年度以降に損失を繰り越す

ことによって複数年度かけて処理する方式についてはまったく検討していないのである。わずかも損失が生じれば教育研究に支障が生じるということはあるにあり得ないのであって、抽象的な可能性をもって、控訴人の主張を排斥することはできない。

また、大学の予算だけではなく、当初予算から数億円にもおよぶ増収を実現している附属病院の収益による補填も含めて検討すれば、本件給与減額措置を回避・緩和するための方法はいくらかでもあるのであって、それを検討することもなく、抽象的な可能性を指摘するのみで、財政上の必要性を認定する原判決の判示は誤りである。

12 附属学校園について

原判決は、附属学校園の教職員の給与減額措置について、「福井県の教職員の給与が平成 25 年 7 月から給与特例法に準じて減額されることが決まった以上、附属学校園の教職員を本件給与減額措置の対象から除外する合理的理由は見だし難い」、「附属学校園の教職員を平成 25 年 8 月から本件給与減額措置の対象とした判断は、職員間の公平性を確保するものとして必要かつ合理的なもの」(原判決 70 頁)として、高度の必要性があったと認定した。

しかし、原判決も認定するとおり、附属学校園の教職員については給与を減額しない前提での予算措置がなされており、給与減額措置を実施する財政的な必要性はまったくない。

原判決は、「本件給与減額措置の対象から除外する合理的理由は見だし難い」と判示するが、問題は、給与減額を実施すべき積極的な必要性の有無であって、原判決は論理をすり替えている。

また、原判決は、附属学校園の職員間の公平性を理由として上げるが、被控訴人に雇用された教職員と福井県に任用された教職員は、使用者が異なるのであるから、その待遇に差が生じる事態は当然ありうることで、両者に差が生じないように一方を引き下げるべき必要性はまったくない。

したがって、附属学校園の教職員の給与減額措置について高度の必要性を認定した原判決の判示は誤りである。

13 小括

以上述べたとおり、被控訴人の大学の教職員について本件給与減額措置をとるべき財政上の必要性がないことは明らかである。原判決は、本件給与減額措置を正当化するためになされた被控訴人の後付けの説明を無批判に追認したもので、附属病院の収益による補填や、一旦損失処理して以後の年度に繰り越すという会計処理、あるいはそれらを組み合わせて処理する方法などを真摯に検討したものではなく、給与規程の不利益変更に求められる「高度の必要性」の認定には何らなっていない。この点で、原判決は見直されなければならない。

第5 変更後の就業規則の内容に相当性がないこと

あらためていうまでもなく、就業規則変更の合理性が認められるためには、変更後の就業規則の内容が就業規則変更の必要性に見合った相当な内容であることが必要である。

以下に述べるとおり、本件においては相当性が認められず、就業規則変更は無効であることは明白である。

14 支給減額率は相当性を欠いていること

(1) 原判決は、「国立大学法人の職員の給与を社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることは法の要請であって、政府による国立大学法人に対する給与減額の要請も、上記法の要

請を踏まえて行われたものといえる」,「そうすると、政府による給与減額の要請は、それ自体根拠のないものとはいえず、被告が政府からの要請に応じる形で給与特例法に準じた支給減額率を採用したことも、相応の根拠があるものといえることができる」と判示した(原判決 71 頁)。

しかし、給与減額の社会的要請を根拠に、給与特例法に準じた支給減額率をそのまま採用することが是認されるという判示は、論理の飛躍である。支給減額率をいかほどにするかは、被控訴人の財務状況や教育研究活動への影響などを総合的に考慮して決せられるべき問題である。原判決は、給与特例法に準じた支給減額率が認められる根拠を何ら示してはいない。

(2) しかも、原判決は、「相応の根拠がある」としか認めることができなかったのである。しかし、原判決が「本件給与規程変更によって被告職員が受けた不利益は、相当に大きい」と認めるのであれば、「相応の根拠」程度で、その減額措置を是認することはできるはずはないのであって、相当性はないといわざるを得ない。

(3) なお、原判決は、他の国立大学法人の給与減額実施状況をあげて、「本件給与減額措置が被告職員の給与を社会一般の情勢に適合したものにするためのやむを得ない措置であったことを裏付けているといえる」として、支給減額率の相当性を正当化する。

しかし、各国立大学法人の財政規模や収支状況は区々であって、その地域において果たすべき役割、減額率等にも差がある。これらの差異を何ら考慮することなく、ただ単に他の国立大学法人が給与減額措置をとっているからといって、本件給与減額措置が社会一般の情勢に適合したものであるということの裏付けとならないことは明らかである。

15 緩和措置が不十分であること

(1) 原判決は、「本件給与減額措置においては、開始時期を遅らせる(注・4月ではなく6月としたこと)とともに一定の緩和措置を講じることで、被告職員に過度の負担を強いることにならないよう配慮(注・1%とされていた地域手当の支給率を本件給与減額措置の対象者に限って2%に引き上げたこと)がされていたものといえる」と判示し(原判決 72 頁)、本件給与減額措置の相当性を是認する。

しかし、原判決は「原告らを含む被告職員の生活に大きな影響を及ぼしたのみならず、その就労意欲や職場内の意識にも少なからぬ影響を及ぼしたものと認められるのであり、本件給与規程変更によって被告職員が受けた不利益は、相当に大きい」と認めているのであって、この程度の措置をもって緩和措置として不十分であることは明らかである。

(2) 原判決は、本件措置の開始時期を遅らせたことについて「被告の本来的な事業である教育研究の予算執行に影響が出ないようにし(た)」ものであるという(原判決 72 頁)。

しかし、被控訴人の本来的な事業は、教育研究施設などの物的設備のみならず、広く控訴人ら教育研究に携わる教員を含む職員全体の人的資源によって担われている。原判決自体も、給与減額措置によって就労意欲や職場内の意識にも影響があったことを認めているのであって、給与減額による被控訴人の本来的な事業への影響を等閑視している。

(3) なお、原判決は、控訴人が指摘している、被控訴人以外の国立大学法人において、支給減額率を給与特例法よりも緩和したり、賞与を減額前の給与を基礎として算定するなどの緩和措置をとったことについて、何ら判断していない。

16 医療職員の減額回避について

原判決は、「被告において、医療職員を本件給与減額措置の対象とすることによる待遇の悪化が看護師及びコメディカル職員の人材流出につながることを懸念するのも当然のこと」、「被告病院の運営においては自己完結型の会計処理が採用されていたこと」などを理由に、「医療職員を本件給与減額措置の対象としていないという被告病院の判断には、相応に合理性がある」と判示した（原判決 74 頁）。

しかし、そもそも附属病院が自己完結型の会計処理を採用していることは、何ら法的な根拠に基づくものではない。和田証人は、平成 18 年頃、被控訴人と附属病院との協議で、附属病院を自己完結型で行うことが決せられた旨証言する（和田証人調書 10 頁）。すなわち、附属病院を自己完結型にすることは、当時の被控訴人の政策的判断に過ぎないのである。したがって、今回の減額については、医療職員をも含む被控訴人職員全体で広く薄く給与を減額する措置も取り得たはずである。しかるに、被控訴人において、この点について検討された形跡は認められない。

また、被控訴人は、人材流出が生じる可能性があった具体的な根拠はなにも示さなかった。そもそも看護師などのコメディカル職員の人材は、当該病院の医療水準、職場環境等様々な条件によって確保されるのであって、給与水準のみによってなされるものではない。人材流出の可能性をいうのであれば、研究者が本件給与減額措置により、特に若手を中心に意欲を失ったり、安定している都会の私立大学に移りたいという人が出ているという点も考慮されなければならないのであって（山根本人調書 5 頁）、原判決の論理は一面的である。

原判決は、「被告病院の判断には、相応の合理性がある」と判示した。しかし、原判決は、「本件給与規程変更によって被告職員が受けた不利益は、相応に大きいものというべきである」と認めており、「相応の合理性」程度で、被控訴人らの受けた不利益を超える「医療職員の減額回避」が是認することはできないはずである。

17 小括

以上からすれば、変更後の就業規則の内容に相当性は認められない。

第 6 労働組合等との交渉の経緯に関する原判決の誤り

18 「団体交渉」の開催の経緯に関する原判決の誤り

（1）原判決の概要

原判決は、被控訴人が、平成 24 年 3 月から 5 月にかけて、4 回の「団体交渉」と 1 回の学長説明会を開催し、その際に、運営費交付金が削減されれば、経営上の必要性から給与減額を実施せざるを得ない旨述べたことをもって、「本件給与規程変更に至るまで、組合の要請ないし要望に対応する形で、学長説明会や複数回にわたる団体交渉を行い、本件給与規程変更の必要性等について説明の機会を設けていた」（原判決 75 ～ 76 頁）と判示した。

その上で、組合が同年 12 月 10 日になるまで減額された給与の支払いと減額以前の給与への回復を求めなかったことをもって、給与減額措置に「積極的かつ徹底的に反対」していないと判示した（原判決 76 頁）。

さらに、松岡地区事業場職員代表が給与減額措置に反対していなかったことをもって、被控

訴人の給与減額措置に対する受けとめに温度差があった、と判示した（原判決 77 頁）。

（2）原判決の誤り

原判決は、3 か月間に「団体交渉」（後述のとおり、実際の内容は団体交渉と呼べるものではなかった。）がわずか4 回しか開催されなかったこと、説明会も1 回しか開催されなかったことの異常性について、何ら問題視しておらず、この点だけでも、原判決は誤っている。

まず、平成 24 年 3 月 15 日、28 日に「団体交渉」が開催されているのであるから、少なくとも、約 2 週間に 1 回程度の団体交渉を実施することは可能であった。

ところが、実際には、組合が団体交渉を申し入れても、被控訴人は、日程調整等を理由に団体交渉の機会をなかなか設定しようとせず、また、「団体交渉」を開催した場合も 30 分～1 時間の短時間であった。実際、3 月 28 日の後は 5 月 14 日に「団体交渉」が行われるまで、1 か月半もの期間が空転している。組合は、頻繁な団体交渉の開催を求めていたのであるから、このような空転が、被控訴人による意図的な引き延ばしであることは、状況証拠から明らかであろう。

また、説明会が 1 回しか開催されていないことも異常である。その説明会への出席を、本人に責任のない理由により逃した労働者が一定数いることは確実であり、それらの労働者は、説明を受ける機会を一度も与えられなかったのである。複数回の説明会を開催することが常識であり、かかる常識的な対応さえしなかったことに、被控訴人の労働者に対する説明を軽視した姿勢が示されている。

さらに、組合が、平成 24 年 12 月 10 日に初めて書面で申入れをしたことは事実であるが、それをもって、給与減額への反対が強いものではないと認定した原判決は誤っている。この点についての原判決の判示は、給与削減に不満があるなら、給与削減実施後、すぐに団体交渉を申し入れるはずであることを前提としているが、根拠のない思い込みに過ぎない。

そもそも、給与の削減による影響は給与振込日以降に分かることであり、給与削減実施直後に生活への影響が分かるわけではない。また、団体交渉や申入れを行うためには、各組合員の給与がどの程度削減されたのか、その削減によりどのような悪影響が生じたのかを各組合員について調べなければならない。これは、各組合員のプライバシー侵害になり得る調査であるから、組合内部で調査することの是非について、徹底的に議論して、各組合員の了解を得る必要があり、また、プライバシーに配慮して慎重な調査が必要となる。これだけでもある程度の期間が必要であることは常識的に考えても分かるであろう。また、組合内部で、どのような申入れをするのか等についても議論を尽くして合意を得る必要がある。給与削減の実施前に給与削減に反対することを申し入れる場合とは異なるのである（給与削減の実施についての説明責任は大学側にあるのであり、組合側にはない。また、給与削減の実施反対の合意は比較的得やすい。）。さらに、教職員として忙しい仕事をこなす一方で、このような組合活動をしなければならないのであり、一定期間が必要なことは明らかである。平成 24 年 6 月の給与削減実施後、同年 12 月になって書面で申し入れたことは、自然の経過であり、反対の意思が弱いことを意味しない。

さらに、松岡地区事業場職員代表が給与減額措置に反対しなかったのは、自らが給与減額措置の対象ではない以上当たり前のことである。このような当然の事情まで、「労働組合等との交渉の経緯」において、被控訴人の給与減額措置を正当化する事情として判示した事実自体が、

原判決の判示の根拠のなさを示している。

19 不誠実団交に関する原判決の誤り

(1) 原判決の概要

原判決は、控訴人の最終準備書面の主張に対する判示について、意図的か否かは不明であるが、控訴人がつけた見出しをすべてなくして、ひとまとめにして判示するという分かりにくい書き方をしているので、控訴人において、改めて見出しを設けて、整理した形で原判決の概要を示す。

ア 団体交渉における被控訴人の説明内容について

原判決は、控訴人が、最終準備書面において、被控訴人が、①運営費交付金が削減されるのか否かが未確定であり、仮に削減されるとしても削減額がどのくらいになるか不明であった時期から、給与特例法に準じて、平均 7.57%の給与減額を実施するとの説明を繰り返したこと、②組合との団体交渉の際に、被控訴人内部において給与減額措置の実施についての機関決定がなされた後に団体交渉が行われたにもかかわらず、交渉担当者となされた高梨理事が、機関決定がなされていることを説明することなく、単に平成 24 年 6 月 1 日から給与減額を実施する旨の説明をしたにとどまったこと、について、「運営費交付金の削減も十分に想定される状況にあったといえるし、運営費交付金が削減されれば、本件給与減額措置の財政上の必要性が生じる」ので、「運営費交付金の削減を想定しつつ、その場合の給与減額の必要性について説明をした」ことは不誠実団交にあたらぬ旨判示した(原判決 77 ～ 78 頁)。

また、被控訴人が、給与減額の時期、額、対象職員の限定等について、一切の譲歩をしなかったことについて、「本件給与規程変更の高度の必要性があり、本件給与減額措置の実施を回避することが困難であった」からであり、不誠実団交にあたらぬ旨判示した(原判決 78 頁)。

イ 高梨理事の交渉権限について

原判決は、「高梨理事が団体交渉を担当すること自体は何ら不適切ではない」、「被告が団体交渉を通じて給与減額の方針を変更しなかったのは、上記のとおり本件給与規程変更の高度の必要性があり、本件給与減額措置の実施を回避することが困難であったことによるものというべきであって、このことから高梨理事に実質的な交渉権限を与えない不誠実な団体交渉をしたということはできない。」と判示した(原判決 78 頁)。

ウ 資料の提示や具体的な説明について

原判決は、被控訴人が「団体交渉」において、自らの主張を口頭で伝えるだけで、資料を提示せず、具体的な経費削減の説明もしなかったことについて、「組合に対して財務状況や運営費交付金が削減された場合の試算等に関する詳細な資料を提供したことを認めるに足りる証拠はなく、この点で組合の要求に十分に答えていない」と判示しつつ(原判決 79 頁)、学長説明会において、「経営上の必要性から給与の引き下げを実施せざるを得ないことについて説明し」、「具体的な給与減額の対象者と支給減額率等を記載した資料を配付した」ので、「学長説明会及び複数回に及ぶ団体交渉を通じ、相応の根拠を示して一定の説明を尽くした」と判示した(原判決 79 頁)。

エ 団体交渉の時間について

原判決は、「被告の団体交渉における説明は、事前に示された組合の要請ないし要望を踏

まえたものであった」、「被告は団体交渉に先立って予備交渉を行い、団体交渉の時間も含めて事前に組合と打ち合わせをしていたことがうかがわれるから、長時間にわたる交渉時間が確保されなかったからといって、被告が不誠実な団体交渉を行ったということはできない」と判示した（原判決 79 頁）。

オ 附属学校園の教職員の給与減額に関する団体交渉について

原判決は、平成 25 年 7 月 25 日、29 日に組合からの申入れに応じて、附属学校園に関する「団体交渉」が行われ、被控訴人が給与減額措置の説明をしたこと、「附属学校園の教職員に対する給与減額の実施直後から、これに関する団体交渉が申し入れられたような事情もうかがわれない」ことから、不誠実な団体交渉ではない旨判示した（原判決 77 頁）。

また、原判決は、被控訴人が、大学職員が給与を削減されたこととのバランスを強調して附属学校園の教職員の給与減額の正当性を主張しつつ、一方で、医療職員の給与を減額しないという特別扱いをして、しかも、附属学校園の教職員と医療職員との取扱の違いの根拠について何の説明もしなかったことについて、「福井県において教職員の給与減額が実施された以上、あえて附属学校園の教職員を本件給与減額措置の対象から除外する合理的理由は見だし難い」「附属学校園の教職員に対する給与減額について、被告の団体交渉が見せかけだけのものであったと評価することはできない」「団体交渉において医療職員と他の被告職員とのバランスや医療職員を本件給与減額措置の対象から除外することの可否が重要な問題になっていたような事情も証拠上認められないのであり、被告が団体交渉を通じて医療職員の給与を減額しない理由を十分には説明していなかったとしても、直ちに被告の交渉態度が不誠実であったということはできない」と判示した（原判決 80 頁）。

(2) 原判決の誤り

原判決は、控訴人の主張を正確に理解しないまま、被控訴人の主張を鵜呑みにした判示をしているに過ぎず、そもそも控訴人の主張に対する判断がない点で、取り消しを免れないものである。

以下、個別の判示について述べる。

ア 団体交渉における被控訴人の説明が不正確であり、かつ一切の譲歩がなかったこと

本件の「団体交渉」における被控訴人の対応の最大の問題であり、不誠実団交に該当する主な理由は、「団体交渉」の際における被控訴人の説明が、間違いに等しいくらい不正確なものであったことにある。

そして、改めて繰り返すが、控訴人の原審における主張は、要するに、誠実な団体交渉であるためには、被控訴人側の説明が正確なものでなければならないというものである。組合は、被控訴人が正確な説明をしているという前提で団体交渉に臨んでいるのであるから、仮に、被控訴人が不正確な説明をしていたのであれば、不誠実団交に該当するのは当然である。

そして、被控訴人は、「団体交渉」において、運営費交付金が削減されることが未確定であったこと、仮に削減されたとしても削減額がどのくらいになるかは不明であったことについて、正確な説明をせず、運営費交付金が削減されることがや削減額をあたかも確定した事実であるかのように、不正確な説明を繰り返した。

また、被控訴人は、実際に運営費交付金が削減された後に給与減額措置を講じても十分に

対応可能な財政状況であったにもかかわらず、その事実についての正確な説明もなかった。

さらに、被控訴人は、「団体交渉」前に、給与減額措置について内部で機関決定をしていたのであるから、「団体交渉」の際に、機関決定があるので、給与減額措置を変更することはできないという事実を正確に述べるべきであったにもかかわらず、機関決定があることを伝えなかった。そのため、組合は、機関決定の変更を求めない限り、給与減額措置の中止が不可能な状態であること、高梨理事に機関決定を変更する権限がないことを知らないまま、高梨理事を相手に、給与減額措置の中止を求めるという無駄な「団体交渉」を繰り返すことになったのである。

このような被控訴人の対応が不誠実団交に該当することは明らかである。

次に、第4でのべたとおり、被控訴人には財政的な余裕があり、給与減額措置の減額幅を圧縮する、時期をずらすことも可能であった。にもかかわらず、一定の譲歩が可能である旨の説明を一切しなかったこと、そして、一切の譲歩をしなかったことが不誠実団交に該当することも明らかである。

イ 高梨理事の交渉権限の問題

控訴人は、高梨理事に交渉権限がなかったこと自体を問題としているのではない。高梨理事に交渉権限がないにもかかわらず、交渉担当者として「団体交渉」に出席し、交渉権限があるかのように装っていたことが不誠実団交に該当すると主張しているのである。

そして、高梨理事に機関決定を変更する権限がなかったことは前述のとおりであるから、高梨理事は、「団体交渉」の席上で、その事実を正確に伝えるべきであった。その程度の説明さえもしなかったことが不誠実団交であることは明らかである。原判決は、控訴人の主張を正確に理解しておらず、残念ながら最終準備書面を読んでいないのではないかと疑いさえ持たざるを得ない。

ウ 資料の提示や具体的な説明の欠如

原判決自身が認めるとおり、被控訴人は、組合に対し、全く資料を提示していないのであるから、この点だけでも不誠実団交に該当する。

また、原判決は、学長説明会で資料を配付したことをもって、説明を尽くした根拠とするが、これは全く転倒した論理である。学長説明会で配付できる程度の資料さえ、「団体交渉」の際に提示しなかったことの不誠実さを問題とすべきである。しかも、学長説明会の配付資料は、単に個々の職員の削減額の説明に過ぎず、給与削減をしなければならない財政上の理由、給与削減回避のための経費削減努力等を裏付ける資料などは一切ない。組合は、「団体交渉」において、大学側の主張を根拠付ける具体的な資料の提示を求めた。しかし、被控訴人が、そのような資料を「団体交渉」において提示したことは全くなかった。原判決は、意図的かどうかは不明であるが、学長説明会の配付資料と、組合が「団体交渉」において被控訴人に対し提出を求めた資料が全く異なるにもかかわらず、あたかも同一のものであるかのように判示しており、かかる点においても誤っている。

さらに、被控訴人が、具体的な経費削減努力を説明しなかったことは原判決も否定できていない。そして、かかる説明もせずに「説明を尽くした」という原判決は誤っている。通常、使

用者側が「〇〇の経費については、××という削減努力をした。その結果、△△円の経費削減をした。しかし、●●の理由で、これ以上の削減ができない。」という説明も資料の提示もしなければ、不誠実団交に該当する。にもかかわらず、被控訴人については、このような説明をしなくても不誠実団交にならず「説明を尽くした」とする原判決の誤りは明らかである。

エ 団体交渉の時間が不足していたこと

既に繰り返し述べたとおり、被控訴人の「団体交渉」における「説明」は、資料の提示もなく、正確な説明もなされず、具体的な経費削減努力の説明さえなされない不十分なものであり、不誠実団交に該当する。そのような「説明」がどれだけ繰り返されようと、実質的な交渉ではないのであるから、それらを交渉時間とする原判決の誤りは明らかである。

しかも、組合の交渉代表者が時間不足であったと主張しているのに、事前交渉があるから不誠実な団体交渉ではないという原判決の判示は、理解不能である。被控訴人は、事前交渉の段階から、一方的に交渉時間を定め、「団体交渉」の際にも、時間が過ぎたら一方的に交渉を打ち切っていたのである。だからこそ、組合は、団体交渉の時間が不足していたと主張しているのである。事前交渉の内容を問題とせず、時間が不足していたのか否かを判断できるはずがない。

そもそも、30分しか交渉時間がなく、その内の20分を被控訴人が説明していたというのが交渉の実態であったことは谷口証人が証言したとおりである。10分で交渉ができるはずもないことは、「経験則」とさえいえるであろう。

オ 附属学校園の教職員の給与減額に関する不誠実団交

原判決の判示は、控訴人の主張に対する判断を示しておらず、また、団体交渉の実態についても無理解を示している。

大学教職員も、附属学校園の教職員も、医療職員も、被控訴人の職員であることに差異はなく、本来、平等に扱われなければならない。そうであれば、被控訴人には、大学教職員と附属学校園の教職員についてのみ給与を減額し、医療職員の給与を減額しない理由を説明する義務があり、その説明を行わないことは不誠実団交に該当する。

ところが、原判決には、その説明がなされなかったことが正当であることを示す判示はない。附属学校園の教職員が、元々は福井県の教職員であること、それを理由に福井県の教職員と同様に給与を減額することは、何ら、附属学校園の教職員の給与減額を正当化しない。

また、附属学校園の教職員は、大学教職員も含めて、給与減額に反対していたのであり、医療職員のように特別扱いを求めているのではない。また、自分たちの給与が削減されるなら、医療職員の給与も削減されるべきだという主張をしたのでもない。全ての大学の労働者を、平等に扱い、かつ、給与を削減しないよう求めていたのである。それゆえ、附属学校園の教職員が、団体交渉において、医療職員や、大学職員との違いを問題にすること自体があり得ない。被控訴人に説明義務があることと、附属学校園の教職員が、給与削減の差異について説明を求めなかったことは矛盾しないのである。団体交渉の実際を理解しない、的外れな判示となっている。

20 小括

以上より、労働組合等との交渉の経緯に関する原判決の誤りは明らかである。

そして、かかる労働組合等との交渉の経緯に関する原判決の誤りは、給与減額措置の不合理性を強く根拠付ける要素である。

第7 本件退職手当規程変更の有効性

21 原判決の概要

原判決は、①本件退職手当規程変更によって被告職員が受けた不利益は相当に大きいとしつつ、この不利益の程度を考慮してもなお、②社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることを求める法の趣旨に沿い、財政上の必要性も認められることから、被控訴人が存続するために必要やむを得ない措置であり、高度の必要性があったと認められる、③変更後の内容も相当な内容であったと認められる、④被控訴人の組合との交渉態度が組合の要請に応えない不誠実なものであったともいえない、として本件退職手当規程変更は労働契約法 10 条が定める要件を満たし有効と判示した（原判決 81 ～ 86 頁）。

22 控訴人の主張整理の誤り・判断遺漏があること

控訴人の主張として原判決に記載されている内容（原判決 25, 26 頁）は、訴状記載の請求原因の抜粋に過ぎず、審理経過を踏まえて提出された控訴人側の最終準備書面である原告準備書面 7 における主張第 7 項（22 ～ 28 頁）を全く無視したもので、主張整理に明白な誤りがある。

そして、その結果、原審裁判所の判断においては、控訴人の主張についてほとんど判断されておらず明らかに判断遺漏が認められる。

23 給与減額と区別した慎重な検討・判断がなされていないこと

退職手当規程の不利益変更の判断においては、退職手当は給与とは全く異なる特質性を有していることから、給与減額とは区別・独立して、退職手当の特質に配慮して慎重に違法性を検討・判断すべきである。

判例も、何らの代償措置も提供しないで退職手当を減額させるような変更は、特段の事情の存在しない限り合理性を欠くと判示する（最高裁第 2 小法廷昭和 58 年 7 月 15 日判決・御国ハイヤー事件）等、就業規則の不利益変更による退職手当減額における合理性の認定には特別に慎重な考慮を求めている。なお、最近でも、就業規則の不利益変更について、給与減額を有効としつつも退職手当減額を無効と判示した判例（福岡高裁平成 23 年 9 月 27 日判決（確定）・大分県商工会連合会事件 判例タイムズ 1369 号 192 頁以下）がある。

ところが、原判決は、判断手法において、上記判例の立場を踏まえたものとは到底いえない。

24 不利益の程度は重大かつ深刻であること

原判決は、本件給与減額措置により被告職員が受けた不利益について「相当に大きい」（原判決 54 頁）と判示した。かかる判示自体、給与という労働者の生活の糧を一方的に奪った不利益の程度を軽く評価するものとして問題であるが、それは措くとしても、原判決が退職手当について「一般に賃金の後払いとしての性格を有している」（原判決 81 頁）と判示するとおり、退職手当は将来発生する予定の給与とは請求権の法的性質が全く異なり、退職手当減額は給与減額と比較して不利益はより重大である。

また、労働者としては労働契約終了後の経済生活、人生設計における経済的基盤として退職

手当を念頭においており、合理的期待を有している。その合理的期待を奪われてしまうと、退職後の経済生活、人生設計に取り返しのつかない打撃を与えることになり、その影響は深刻である。その意味で、将来部分でかつ一定期間のみの給与減額の場合とは、影響が全く異なる。

さらに、退職手当は功労報償的な性格をも有しているところ、いかに使用者に対して労働者が功労を尽くしたとしても、それは全く無視されて功労を尽くさない労働者と同等に一律一方的に減額されてしまう点で、給与減額の場合とは全く異なる。

とりわけ重視されるべきは、本件退職手当規程変更が本件給与規程変更と同時に実施されたことの不利益性である。給与と退職手当の切り下げが同時に進行することにより、単に退職手当規程が変更される場合と比べて大きな不利益を受けることになるが、この点について原判決は何らの考慮もしていない。

よって、本件退職手当規程変更によって被控訴人職員が受けた不利益は「相当に大きい」（原判決 81 頁）という程度を超えており、端的に重大かつ深刻と評価すべきである。

25 高度の必要性が立証されていないこと

(1) 原判決は、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることを求める法の趣旨に沿い、財政上の必要性も認められることから、被控訴人が存続するために必要やむを得ない措置であり、高度の必要性があったと認めるのが相当であると判示する（原判決 81 ～ 84 頁）。

(2) しかし、上記判示は、結局のところ、社会一般の情勢という抽象的な理由と運営費交付金・退職手当等の制度論を理由に高度の必要性を肯定するに過ぎず、しかも法の趣旨と財政上の必要性から、被控訴人が存続するために必要やむをえない措置であるとの評価に至る過程、さらに、ここから高度の必要性を肯定するに至る過程には、論理の飛躍があるといわざるを得ない。

そもそも高度の必要性についての立証責任は、被控訴人にあり、本件においても具体的に立証されていなければならないはずである。そして、被控訴人職員の受けた不利益との関係で高度の必要性があることまで立証されていなければならないのである。特に本件で争点となる退職手当規程変更は、未払い時間外手当請求権等と同様に、4 で述べたようにまさに既発生の賃金請求権をカットするものであるから、どのような財政的措置を講じてでも支払いを確保すべき性質のものと評価すべきであり、高度の必要性もこれを奪ってでもカットしなければならない程度にまで立証されていなければならないはずである。

この点、控訴人は、原告準備書面 7 において、給与のみならず退職手当まで減額すべき必要性がないことについて具体的な書証や証人尋問結果を踏まえて指摘した（原告準備書面 726、27 頁）が、原判決の主張整理において何ら触れられていないため、再度整理して主張すると

① そもそも給与とは別個に退職手当を減額すべき必要性について、被控訴人が当時、被控訴人独自の財政状況も踏まえて検討した形跡が見当たらず、被告準備書面（4）添付の「本件給与及び退職手当減額支給措置を検討した会議とその議事録・資料等」等被控訴人から開示された資料を精査しても、退職手当を減額しなければならないほどの財政上の必要性は認められず、少なくともそれを裏付ける客観的な証拠は認められない。

② 原審証人尋問において、高梨証人は、「国からの運営費交付金を超えて退職手当を支出することは可能でしょうか。交付金の拘束性は給与と比べてどうでしょうか」との被控訴人代

理人からの主尋問に対し、「当時の非常に厳しい福井大学の財政状況を鑑みますと、非常に厳しい選択だったかなと」(高梨調書 15 頁)と抽象的かつ主観的に証言するにとどまり、具体的な数字と客観的な資料をあげて証言できていない。

- ③ ちなみに、高梨証人の陳述書(乙 122 の 1)によっても、「持ち出し分を被告が捻出することは困難を極めます・・・国の基準を超える退職手当を支給する余裕はないのです」(21 頁)と言

い切るだけで、これまた、当時、検討したことを裏付ける客観的な資料は何ら提出されていない。ところが、原判決は、このような控訴人の指摘に対し、全く判示しておらず、証拠に裏付けられた認定ではない、まさに結論ありきの判示といわざるを得ない。

裁判所の判断にあたっては、あくまで当時、被控訴人が現実に退職手当減額の必要性を慎重に十分検討していたか否かがまず問われるべきである。そして、書証や証人尋問結果等からして高度の必要性があったのか、裏付けとなる証拠の有無等検討し慎重に判断されるべきである。被控訴人による訴訟上の主張、しかも事後的になされた主張をもとにした主張とは一線を画して判断されるべきである。

以上からすれば、高度の必要性があったとは到底認められず、少なくとも被控訴人による立証はなされていない。

26 内容の相当性がないこと

- (1) 原判決は、社会情勢、法の趣旨からして改正内容を改正退職手当法に準じたものとするに相応の根拠があり、退職手当と特殊要因運営費交付金とは直結する関係にあり財政上の必要性があること、受忍限度を超える過度の不利益を強いることになるのもいい難い、被控訴人以外の国立大学法人でも改正退職手当法に準じた引下げが行われていたこともやむを得ない措置であったことの裏付けになるとして、相当な内容であったと判示する(原判決 84, 85 頁)。
- (2) しかし、上記判示も 5 と同じく、結局のところ、内容の相当性を肯定するに至る過程には、論理の飛躍があり、そもそも内容の相当性についての立証責任を負うべき被控訴人側で具体的に立証されていないと言わざるを得ない。

この点、控訴人は、原告準備書面 7 において、内容の相当性が認められないことについて具体的な書証や証人尋問結果を踏まえて指摘したが(27, 28 頁)、原判決の主張整理において何ら触れられていないため、再度整理して主張すると

- ① 被告準備書面(4)添付の「本件給与及び退職手当減額支給措置を検討した会議とその議事録・資料等」等被控訴人から開示された資料を精査しても、退職手当減額の与える影響の大きさに鑑みて通常検討されるであろう、たとえば減額割合を圧縮したり経過措置を講ずる等緩和する措置が検討された形跡も全く見当たらない。
- ② 原審証人尋問において、高梨証人は、「退職手当の減額について、例えば減額率の緩和だとか、あるいは経過規定を設けなかったのはどうしてですか」との被控訴人代理人からの主尋問に対し、「何らかのことをやるとすると大学独自でやる必要があった」、「我々には極めて財政負担が重くなるということで、その財源がなかった」、「後で辞められるかとの公平性」(高梨調書 15, 16 頁)といずれも抽象的かつ主観的に証言するにとどまり、具体的な数字と客観的な資料をあげて証言できていない。ちなみに、高梨証人の陳述書(乙 122 の 1)

においては、全く述べられていない (21 頁)。

③ 被控訴人は、平成 24 年 12 月 10 日の団体交渉で、労働組合からの経過措置の有無についての質問に対して「今後検討していきたい」と回答している(被告準備書面(1)別表 12)。これは、まさに当時経過規定について被控訴人が検討していなかったことを自認する証拠である。

④ 被控訴人が「今後検討していきたい」と回答したまさに翌日に退職手当減額を決定した事実からも、緩和措置が真摯に検討されたはずがない。

ところが、原判決は、このような控訴人の指摘に対し、全く判示しておらず、証拠に裏付けられた認定ではない、まさに結論ありきの判示といわざるを得ない。

また、過去の人事院勧告による退職手当減額率は3ないし4%に過ぎなかったことと比べて本件退職手当規程変更による減額幅が格段に大きいこと、直近の退職者は既に退職手当額を想定した生活設計を計画しているであろうことからして、少なくとも別途激変緩和措置を講ずることが必須である。しかし、被控訴人は、国家公務員と同様の措置しか講じておらず、民間の利用者として別途何らの激変緩和措置を講じるどころか検討すらしていない点は内容の相当性判断において重大な問題があると言わざるを得ない。現に、たとえば、隣県石川県所在の金沢大学では、団体交渉の結果、激変緩和措置の期間を1年半から3年1か月に延長し、実施日も2か月延長している。真摯に検討した大学では経過措置が講じられていたのである。原判決の引用した各大学の例をもってしても、直ちに社会一般の情勢に適合したものとなるように定めるためのやむを得ない措置の裏付けにはならない。

以上からすれば、内容の相当性も認められない。

27 労働組合等との交渉態度が不誠実であること

(1) 原判決は、本件退職手当規程変更に係る被控訴人の組合との交渉態度は、丁寧さを欠いた面があったことは否定できないとしつつも、一定の説明を尽くし、交渉態度が組合の要請に応えない不誠実なものであったともいえないとして、組合との交渉状況から本件退職手当規程変更の合理性を否定することはできないと判示する(原判決 85, 86 頁)。

(2) 誠実交渉義務を尽くさず、不誠実団交になると認められる典型例として、①合意達成の意思のないことを最初から明確にした交渉態度、②実際上交渉権限のない者による見せかけだけの団体交渉、③拒否回答や一般論のみで議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度、④合理性を疑われる回答への誠実な説明のないままの固執、⑤組合の要求・主張に対する回答・説明・資料提示等の具体的対応の不足が指摘されている(菅野「労働法第 11 版 856 頁」)。

被控訴人は、平成 24 年 12 月 18 日によりやく行われた 1 回限りの団体交渉の場において、労働組合が求める退職手当減額を行う財政上の必要性を明らかにする資料を何ら示すことなく、「国からの要請なのでやむを得ない」、「被控訴人の財務経営上困難を極める」旨の説明を繰り返すばかりで、回答に固執し続けたのであるから、不誠実団交の典型例④に該当する。

また、団体交渉の場において、議題に関する客観的な資料の開示が求められる理由は、抽象的かつ主観的ではなく具体的かつ客観的な資料に基づいて協議することでこそ誠実な団体交渉が実現でき健全な労使関係の確立に資するとされる点にある。ところが、上記団体交渉の場においては、原判決も認めるように、組合に対し退職手当の支給水準を引き下げなければならな

い財政上の必要性を示す具体的な資料を全く開示しなかったというのであるから、この一事をもってしても不誠実団交の典型例⑤に該当する。

そして、原判決も認めるように、わずか1回の団体交渉の、しかもその翌日には被控訴人が退職手当減額を決定したのであるから、最初から合意達成の意思のないことを明確にした交渉態度として、不誠実団交の典型例①にも該当する。

原判決は、このような事実及び評価を無視して判示したものであり、被控訴人の労働組合との交渉態度は不誠実そのものと評価すべきであり、合理性を否定する大きな根拠になる。

28 小括

したがって、本件退職手当規程変更は、労働契約法第10条が定める要件を満たさず無効となり、原判決には、この点で事実誤認及び法令解釈の誤りが認められる。

第8 おわりに

以上のとおり、原判決が就業規則の不利益変更に関する従来判例に違反し、労働契約法第10条の解釈適用を誤ったことは明らかであり、かかる原判決を速やかに破棄して、控訴人らの労働者としてもつ、給与と退職手当というもっとも重要な利益に関する権利の救済が図られるべきである。

平成16年の国立大学の独立行政法人化により、原告らを含む国立大学の教職員は、公務員の地位を失い、労使自治により労働条件が決定されることになった。しかし、本件で問題となった就業規則の不利益変更の理事会での審議状況及び組合との交渉経過をみれば、被控訴人が労働者の権利を尊重すべき雇用者としての責任を自覚せず、必要な経営努力を放棄して、運営費交付金減額の負担を安易に労働者である控訴人らに押しつけたことは明らかである。

かように不当な労働者いじめがまかり通るなら、国立大学全体が人材難に陥り、とりわけもともと教育研究環境が十分でない地方大学においては、国立大学の地方における「知の拠点」としての重要な機能に、重大な支障が生じかねない。現に、地方の国立大学から都会の私立大学への人材流出が続く状況にある。

大学教育は物的インフラのみによって成り立つのではなく、教職員という人的インフラがあってはじめて機能するのであり、そのためにも、控訴人ら労働者の権利が保障されること、労使自治の中で適正な労働条件が確保されることが、きわめて重要である。

また、教職員の給与や退職手当という人的インフラの根幹に関わる事柄を、従う法的義務のない政府からの「要請」と運営費交付金減額によって、唯々諾々と政府の要請通りの減額措置を行う被控訴人の態度は、大学の自治を自ら放棄するに等しい不当なものであり、大学における学問の自由（憲法23条）を将来にわたり確保していくためにも、こうした不当な態度の是正は不可避の課題である。

以上述べた意味において、本件訴訟は、単に控訴人ら個人の利益を守るためのものではなく、国立大学全体の未来を守るためのたたかいでもある。

貴裁判所の公正な判断を求める次第である。

以上

＝庄野義之先生遺稿＝

「ゆらぎ」、 「多様性」 と事物の変化

庄 野 義 之

まえがき

忙しくご活躍の毎日と推察いたします。誠に
ご苦勞様です。

さて、私たちの研究会「論理を探る」は、現
職のメンバーの方々が多忙のため、長らく開催
できない状態にあります。当面、無職で非多
忙な私が何とか自分に興味あるテーマで考えた
ことをまとめ、皆さんにご検討をいただき、個
別的にでも議論していただき、またご意見をい
ただきながら、研究会を繋いで行ければと思っ
ております。

そこで、私がこしばらく興味を持っており
ました「ゆらぎ」、 「多様性」 と事物の変化、
新しい質の生成>といったことについて、少々
勉強してみたことをまとめ、皆さんに目を通し
ていただき、いろいろとご意見をいただき、ま
た議論もしていただければと思いプリントをお
配りすることにしました。なにぶんこのテーマ
については全くの素人で、専門外のことも数多
く調べねばならず、多くの時間を費やしてしま
いました。まだまだ中間的で不完全な試論（私
論）で、私の誤解や不明な文章、それにワーブ
ロミスも多かろうと思いますが、目を通して
いただければ幸いです。

現在この続きを勉強中です。今後ともご指導
いただけますようお願いいたします。

(2007 年 10 月 25 日)

1. はじめに

「ゆらぎ」の定義：特定の方向性をもたず（ま
たは定向性＝定まった特定の方向性をもたず）、
特定の質的な発展もなく、その起こり方が確率

的であるような事象を、ここでは「ゆらぎ」と
定義する。これは運動のきわめて原初的な一形
態である。ここではさらに定義をゆるめ、かつ
拡張して、いくつかの可能性が確率的に（のみ）
提示されるような事象も「広い意味のゆらぎ」
として、同列に扱う。「ゆらぎ」の状態の中か
ら、ある条件の下に特定の方向性が発生し新し
い質をもつ運動が発生する。この「ある条件」は、
対象とする系に対し外的な場合も内的な場合も
ありうる。

対称性という面からみると、一般に特定の
方向性のない「ゆらぎ」の状態は対称性が高く、
そこから発生した方向性（定向性）を持つ状態
の対称性はより低い。

ここで取り上げる「ゆらぎ」は、「多様性」
とも関係が深い。方向に多様性がありそれらが
確率的に生起して特定の方向性を持たない事象
が、「ゆらぎ」に対応するとみることができる
からである。さらにここでは、多様で確率的な
可能性の中から特定の事象が選択される（また
は選択する）ことによって起こる事象も、「広
い意味のゆらぎ」に含ませている。

〔“選択”という言葉は意識的な行為を表すよ
うにとられるが、ここでは生物界の進化におけ
る<自然淘汰～自然選択>のように、意識の働
かない自然現象にもこの言葉を用いる〕

ここでいう「ゆらぎ」は、運動のさまざまな
形態に対しかなり根源的なものではないかと考
えられる。またすべての物質の運動は、その根
源に「ゆらぎ」の運動形態をもつと言えるの
ではないか。

「ゆらぎ」が何故起こるかは、より根源的な

問いであるが、ここでは触れない。

「ゆらぎ」からの新しい質をもつ状態の発生について、もっとも身近のよく知られた例は、物性物理学における「相転移」である。その典型的な例は、熱「ゆらぎ」とスピン間の相互作用の競合によって起こる強磁性体の「自発磁化」である。

以下、物理的対象に限らず、自然界、生物界、人間の脳活動、社会、歴史、等々可能な限りさまざまな対象について、多様性の問題を含む「広い意味でのゆらぎ」と「方向性」＝質の発生について、例証をあげながら議論し、そこにまた新しい論理を見出すことを試みたい。

2. 物理世界における「ゆらぎ」・・・相転移、多様化

(1) 原子・分子（物性物理）の世界における相転移

主として電磁的相互作用に支配されている原子・分子の世界（物性物理の世界）では、さまざまな物質あるいはそこで起こるさまざまな現象において、「熱ゆらぎ（エントロピー）」と相互作用の競合により、温度などの外部条件によって「ゆらぎ」が成長して、最初の状態が新しい質的に異なる状態へ鋭く移転する「相転移」の現象が数多く見いだされてきた。これらの多くは、対称性のより低い状態への遷移（「対称性の自発的破れ」）として特徴づけられている。この分野の「相転移」は早くから数多く発見されており、また理論的・数理的にも深く研究されており、この稿を書くに当たっての出発点の一つになっている。以下によく知られた典型的な例を挙げる。

(i) 強磁性体の相転移（2次相転移）

原子のスピン間にある相互作用のある系（ハイゼンベルク模型、イジング模型、etc.）が、一定の温度（臨界温度； $T=T_c$ ）で強磁性相に相転移を起こす現象。臨界温度以上で $=0$ で

あった磁化が、以下で $\neq 0$ となり、不連続に変化する。臨界温度以上では、「熱ゆらぎ」のため構成原子のスピンの方向は全くランダムで、系に対する特定の方向はないが、相転移後は特定の一つの方向への磁化（定向性）が起こる。

磁化の方向は全く任意で、具体的にどの方向をとるかは全く確率的（等確率）である。「熱ゆらぎ」というランダムで特定の方向を持たない（方向）対称性の高い状態から、対称な相互作用の下、本来の対称性を破ってより低い対称性の状態への転移が起こることを、「自発的対称性の破れ」という。ランダムな系が特定の方向を選択することにより新しい「質」を獲得するところに興味がある。

(ii) 結晶などの構造相転移 略

(2) 原子核における相転移の対称性の破れ 略

(3) 宇宙進化の過程での素粒子の世界における相転移

素粒子論についての詳細ははぶくが、われわれの宇宙の進化・発展と素粒子の生成、その諸性質（質量、粒子間相互作用など）の変遷は、密接に関連していると言われている。例えば、宇宙膨張の初期に起こったとされている「インフレーション」とその後のビッグバン宇宙の膨張（次項参照）、進化過程における素粒子の生成・変化のような自然界の大きな変化は、前項の物性物理領域におけると同様に素粒子の世界（量子的な場）における「ゆらぎ」と「相転移」によっており、その過程を経て現在の姿が実現したと理解されている。この場合の相転移も対称性の観点から見ると、系のもつ対称性がエネルギーの低い状態で破られ、より低い対称性を持つ状態に移転しているので、「対称性の自発的な破れ」という現象に属している。しかし物性物理の領域のように、このことを実験や観測によって確かめるのは容易ではない。

自然界における基本的な変化に「ゆらぎ」とその成長による「相転移」が関わっていること、そのことにより自然界に新しい質が発生していること（言い換えれば、変化の新しい方向性が生まれたこと）はきわめて興味深いことである。

(4) 宇宙進化の過程における初期「ゆらぎ」の発展・・・天体の発生

われわれの宇宙はビッグバンによって膨張が始まり、現在の姿に進化・発展してきたと言われているが（現在約 137 億年）、ビッグバンの約 30 万年後に起きた宇宙の「晴れ上がり」の時期に放射された光が、現在「宇宙背景放射」としてかなり精密に観測されている。この宇宙背景放射（の温度など）は観測する方向に対してかなり一様であるが、方向による温度、物質密度のわずかの差—「ゆらぎ」—が認められる。この「ゆらぎ」がその後の宇宙膨張の過程で重力の引力により成長して、銀河、銀河団、銀河分布の大構造など物質の非一様分布を作り出したとされている。

この程度の初期「ゆらぎ」がなければ、われわれの宇宙の現在の年齢までの間に上記のような非一様な構造が生まれることは不可能とされている一方、かなり一様であることが、物質の分布や状態を広い範囲にわたって一様にする物質間の相互作用の伝搬速度が有限な光速度を越えられない事と、ビッグバンの膨張とが矛盾することが問題になった。これはビッグバン宇宙論の「地平線問題」と言われている。この問題と並んで、現在の宇宙が膨張を続けるのか、あるときに収縮に転ずるかの丁度境目の微妙な状態を保っているという不思議さが、宇宙の平坦性問題と言われ、上記の「地平線問題」とともにビッグバン宇宙論では解決しがたい問題であった。この困難はその後、ビッグバン直前に極めて小さい（ビッグバン宇宙論で言われるより）宇宙が急速に（指数関数的に）膨張した時

期があったとするインフレーションモデルにより回避され、同時にその後のビッグバンの生起も説明することがわかってきた。

インフレーションモデルは、量子論、一般相対論、素粒子の大統一理論に基づいて提唱された理論で、現在この分野の研究者の間で認められているものである。またここでは省略したが、その中に素粒子の世界の「相転移」も含まれている。なおこれらの理論を直接確かめることは現在困難である。

もとにもどって、宇宙の「ゆらぎ」自身が何時どのようにして発生したかはよく分からないが、インフレーション時あるいはそれ以前の量子的「ゆらぎ」が原因ではないかと考えられている。

このようにビッグバン宇宙のさまざまな構造が、初期の「ゆらぎ」の成長で説明されることはきわめて興味あることであるが、さらに進んでこの「宇宙」自身が、何らかの「ゆらぎ」から発生したとする考え方もある。なお現在の宇宙論の基本は一般相対性理論に基づいて展開されているが、一般相対性理論は古典的な場の理論であって、内部に「ゆらぎ」を含んでいない。相対論と並んで現代物理学の基本法則である量子力学はその基本に「ゆらぎ」をもっており、現在、量子論と相対論のさまざまな統合や結合が試みられているが、まだ未完成である。量子力学における「ゆらぎ」については後で取り上げることにする。また素人の想像として、時空の論理としての「一般相対性理論」自身を「ゆらぎ」を含むように改変できないかとも考えている。

(5) 自然界における「多様性」と「階層性」

この稿ではさまざまな分野における「多様性」を、そこから特定の新しい方向（質）が選択されるベースになると言う意味で、「ゆらぎ」と類似のレベルで扱うことを試みるので、自然界における「多様性」あるいは「多様化」について若干触れてみる。

われわれの宇宙においては、ビッグバン宇宙の膨張の中で起こった「相転移」等によって素粒子やその間の相互作用が多様化し、「素粒子の階層」が形成された。また宇宙の初源的な「ゆらぎ」が重力による成長によって銀河、恒星等の天体が生まれ、恒星の中では原子核の多様化～元素の多様化が進み、「原子核の階層」、「原子の階層」が形成された。原子核（元素）およびそれらの示す性質の多様性は、原子核の前段階の素粒子の階層における多様性（クォークとグルオン、核子＝陽子、中性子、ラムダ粒子、・・・、電子等々）の中から生まれたと言える。つまり多様な物質の中からのさまざまな「選択」を経て生まれたものである。原子核の世界は元素の数でいえば 100 種類程度だが、同位核、超重核、不安定核まで含めればかなり多数であるとも言える。しかし不安定な核は、生物の世界で言えば自然淘汰のように選択から漏れて崩壊し、安定または長寿命のものが残されてきた、とみることもできよう。

こうして太陽系、その中の惑星～地球が生まれ、太陽エネルギーの利用の下での化学反応によってきわめて多様な分子群が造られ、「生物の階層」まで至る。

3. 生物界における「ゆらぎ」、「多様化」

(1) 生物の誕生と進化

(i) 誕生

地球上の生物の発生については種々の説があるが、まだ確定していない。しかし確かなことは、生物の発生以前に地球環境の中で原子・分子の世界の多様化が十分に進み、「生物」という次の一層高次の階層への進化の準備がなされていたであろうということである。おそらくそれは地表の海水の中で進められたものと思われる。生物の前段階として原子・分子の階層については別に論ずることにして、この階層から

出発すると、原子・分子の世界はこの地球環境においてきわめて反応性に富み、太陽系生成後の比較的短時間に豊かな化学物質、とくに生命物質となる複雑な高分子を多量に創りだしていたであろう。初源的な生命物質はそれら多様で多量にあった物質の中からさまざまな選択の試行の後に、地球環境の下で生命活動が可能なものが残されてきた（選ばれてきた）ものであろう。したがってその誕生は直線的ではなく、紆余曲折の中で確率的に起こったものと思われる。このような過程は多様な中からの選択・・・前文の定義に従って「ゆらぎ」の成長と理解される。生物の発生についてはさまざまな研究があるが、まだここで取り上げてわれわれの立場から十分考えるに至っていない。

(ii) 進化

分子生物学の進歩により、ダーウィン（自然淘汰説）以来の生物進化論は、進化生物学として大きく前進した。現在、生物進化は、よく知られているように、遺伝子の変異ととらえられている。遺伝子は DNA（デオキシリボ核酸）を構成する 4 つの塩基（ATCG）の特定の配列により特徴づけられ、その配列によりアミノ酸の配列が決まり、生物種を特定するタンパク質が決められる。生物進化の過程で起こっているのは、DNA の塩基配列（したがってアミノ酸の配列～タンパク質）の変異である。

ダーウィンの自然選択説では、有利な変異が集団のなかに固定されることにより進化が起これるとするが、一方、進化の中立説（木村資生）では、分子の進化、つまり DNA の塩基配列の入れ替えに寄与する変異の大部分は、自然淘汰に対し有利でも不利でもなく、偶然自然界に残って多種の生物種が生まれるとする。

現在まだ論争はあるようだが、一般にどちらも否定されておらず、つぎのように述べるのが適当であろう。「塩基配列の変異のすべてが中

立ではなく、自然淘汰に有利な方向で固定した変異（ダーウイン的）もある。しかし中立的な変異の方が自然選択の圧力（淘汰圧）によって固定された変異より圧倒的に多い。」

ここではこの点についてこれ以上触れないが、いずれにしても生物の生活環境のなかで（主としてDNAの複製の過程で）、DNAはある割合で分子として塩基配列の入れ替えを行っている。つまりDNA構造の「ゆらぎ」、またそれに従ってタンパク質（アミノ酸配列）の種類の「ゆらぎ」が自然現象（主としてDNA複製のエラー）として起こり、それによって生まれるDNAの多様性の中から生存可能な種が選択され、生物種の進化発展の基礎が造られていく、という自然界（生物の）の仕組みをここに読みとることができるのである。

先に述べた原子核の場合の多様化についても、あたかも生物の場合のように、不安定な原子核が崩壊によって「淘汰」されていくと述べたが、その場合の淘汰は環境との相互作用ではなく自らの不安定性によって起こされたものであった。これに対し、生物はまさに環境との相互作用（開放系であることが必須）による淘汰であることが、原子核の世界との決定的な相違である。

現存する生物種に注目すれば、不思議なほど環境にマッチした優れた機能を持ち、あたかも自然界が最適化を目指して進化しているように見える。しかし進化の過程はある目的に向かって一直線に進んでいるのではなく、ランダムな過程により現れる多様性の中からの、自然による選択という確率的な過程により結果的に生じた物といえる。プリゴジンも示めたように、「最適化は結果である」とみるのが正しいと思われる。このような論理は、以下のさまざまな例証にもみられるようになり一般的なものではないだろうか。

自然界の「ストレス」や「淘汰圧」に耐え

て生物の繁栄する惑星＝地球が生まれたのだが、一方、地球上に生まれた生物種の99％は絶滅し、現存している生物種は1％程度と言われている。また生物種となり得なかった変異も無数にあらう。それでも多種多様な生物種が現存していることは、DNAとタンパク質の分子としての多様性、そしてそれを生み出す複雑な生体分子の耐えざる「ゆらぎ」の役割をあらためて強く感じさせる。そしてこのような複雑多様な生体分子界の存在を保証した、生物発生の一段階前の「原子・分子の階層」の豊富さと反応性の強さにもあらためて注目しなければならない。

以上の議論のため、多数の文献を参照し、また引用もした。以下にそのいくつかと、記述の根拠とした文献からの引用を挙げる。

木村資生『生物進化を考える』岩波新書(1988) p.53；第2章4.分子進化の研究と中立説から

・・・1950年代には、集団の遺伝子頻度の変化を確率過程として扱う高度な数学的理論が存在したが、それを実際の進化と種内変異の問題にあてはめることは、分子レベルでの研究が軌道に乗るまでは不可能であった。

・・・これらの分子レベルでの進化と変異に関するデータの出現は、この分野における新しい時代の到来を告げるものであった。まず進化については、当時、アミノ酸配列を比較できたのはヘモグロビンやチトクロムcなど、ほんの少数のタンパク質についてだけだったが、筆者がこれをもとにして、哺乳動物のゲノム（半数染色体組）当たりの変化率に外挿してみると、進化の過程で哺乳動物の種は平均して2年に1個くらいの率で新しい突然変異（DNA塩基の変化）を蓄積してきた（すなわち種内で置き換えてきた）という驚くべき推定値が得られた。・・・

p.57；筆者は1977年に、もし、進化速度の上限が突然変異率で決まっているという結果が

分子進化の研究から将来できれば、それは中立説を支持することになるという主張を発表したが、しばらくして、予想もしなかったところからこれを支持する劇的なデータが出てきた。それはマウスで見いだされたヘモグロビンの偽遺伝子に関するものである。・・・

中立説の具体的な説明は、「第8章中立説と分子進化」にある。

木村資生著、向井照美・日下部真一訳『分子進化の中立説』紀伊国屋書店 (1986)

矢原一郎『生命の論理—分子・細胞・進化』岩波書店 (2003)

p. ；・・・現存する生物は、一挙にできあがったのではなく、前段階の生物を改変したものの・・・改変に使われる部品はあり合わせの物である。・・・

p. ；突然変異を隠す仕組みは、いくつか知られている。まず分子自体にある程度の突然変異を許容する柔軟度がある。実際に、ある分子にランダムに突然変異を導入しても、その分子の活性には影響を与えない場合が多い。このような変異は中立なので、この変異点(アミノ酸)については、種間あるいは亜種間の違いが多く、あるいは同一種内では分子多型がみられるはずである。もし遺伝子が重複していれば、劣性の変異はそれらの一部の遺伝子に隠れて蓄積されるであろう。同様に2倍体の生物では、一対の遺伝子の中の一方に変異が生じて、劣性である限り隠れている。これらの機構によって、ある種の突然変異は表現型をもたない。つまり選択の上で完全に中立である。中立の変異をもつ遺伝子は、ランダム浮遊によって勝手な変異に固定される。その結果多様性が増すというわけである。

p. ；・・・もし天然において、自然交配によって突然変異の量が増えれば、ある閾値を超えると、従来の形態とはかなりちがった形態を

もつ個体が生ずる可能性は十分にある。

〔この文献には、生物科学に関して興味ある問題やその見方が多数議論されている。〕

長谷川寿一・長谷川真理子『進化と人間行動』東大出版 (2000)

p.37；・・・遺伝子にはつねに新しい変異が供給されています。・・・変異に目的などなく、変異の方向はまったくランダムであるということです。突然変異や組み替えによって足の少し太くなる変異、細くなる変異、少し曲がった足になるような変異、または足が生えないようになる遺伝子すら出てくることでしょう。しかし、これらの変異のほとんどは、生存や繁殖の上で不利なものなので、やがて消えてしまいます。供給されてくる変異の中から、不利でないものだけが残され、その中でも生存や繁殖にとって有利なものが自然淘汰によって広まっていくことになります。

p.38；・・・信じられないと感じることの主な理由は・・・供給されてくる変異の量と、自然淘汰が起こるために使うことができる時間の長さが人間の想像を超えているからでしょう。進化が働く時間は、一般には何万年、何十万年、何百万年という単位なのです。

p.39；自然淘汰は、ランダムに生じた変異の上に働く過程ですから、そこには、あらかじめ想定された目的はありません。

p.43；進化は集団の遺伝子頻度の変化を指します。これが起こってきたし、いまもおこりつつあることは事実です。問題は集団の遺伝子頻度がどのようなプロセスで起こるかということにあります。それには、遺伝子浮動などのランダムなプロセスと自然淘汰が考えられます。しかしランダムなプロセスは、適応を生みだしません。適応を生みだすプロセスとして、現在のところ 諸現象をもっとうまく説明しているのが自然淘汰の理論なのです。

自然淘汰以外に、適応をうまく説明できる理論は、私たちはまだ手に入れていないということです。

p.59；最適化一必ずしも最適ではない。でも最適化・・・異なる行動戦略間に自然淘汰が働いた結果、動物はその条件のもとでの最適行動を身につけるようになっていくことでしょう。この過程を最適化と呼びます。その最適化の結果、生き物は、信じられないような素晴らしい適応を遂げていくことができたのです。

美宅成樹『分子生物学入門』岩波新書 (2002)
p.196；現存の生物の遺伝子からこの進化を調べる方法には、化石による研究にはない定量性がある。・・・遺伝子の DNA 塩基配列のちがい（あるいはそれから計算される量）は、二つの生物種の進化的な位置づけと直結している。

あるタンパク質（たとえばヘモグロビン）のアミノ酸配列を、二つのちがう生物種で比較してみる。そうすると、同じ機能のタンパク質なのだが、アミノ酸配列が異なっている。しかも、比較する生物種の組みあわせによって、どのくらいの割合のアミノ酸が異なっているかが違っている。ヒトと鳥のヘモグロビンは 25% のアミノ酸が異なっているのに対して、ヒトと魚では約 50% も違っている。

p.197；・・・二つの生物種のタンパク質のアミノ酸配列の置換率を調べてみると、両者が直線関係にあることがわかる。タンパク質のアミノ酸配列を、いわば時計として使えるということがわかる。ヘモグロビンの場合は、アミノ酸配列 100 個あたりにひとつの置換がおこるのに、およそ 600 万年の期間が必要だという結果が得られている。

p.200；・・・進化の過程で起こっていることは、DNA 塩基配列、あるいはアミノ酸配列の変

異である。進化における中立という考え方は、この分子進化に寄与する大部分の変異が、自然選択に有利でも不利でもないということの意味している。つまり、配列の変異は中立であって、それが集団のなかで固定されるかどうかは偶然であるというのである。

もともとのダーウインの自然淘汰の考え方は、有利な変異が集団のなかに固定されるということである。進化の中立説が市民権を得ていて、落ち着いたところはつぎのとおりである。

配列の変異のすべてが中立というわけではなく、自然選択に有利な方向で固定した変異もある。しかし、中立的な変異の方が、自然選択の圧力によって固定された変異より圧倒的に多いということである。

C. バターソン『現代の進化論』岩波書店 (1978)
宮田隆『分子進化学への招待』講談社ブルーバックス (1994)

F. ダイソン『多様化世界—生命と技術と政治』みすず書店 (1988)

ブラウン『分子遺伝学 (第3版)』東京化学同人 (1989)

酒井聰樹・近雅博『生き物の進化ゲーム—進化生態学最前線 生物の不思議を解く』共立出版 (1999)

伊庭斉志『遺伝的アルゴリズムと進化のメカニズム』岩波書店 (2002)

S. カウフマン『自己組織化と進化の論理』日本経済新聞社 (1999)

I. プリゴジン “最適化は結果である” (?)

(2) 個体の発生と遺伝 略

(3) 生物の行動

(i) すこし古いが下記の文献により、ミドリムシなど下等な生物の外界に対する反応と行動（走性）について簡単に触れる。「走性

とは環境にある差異、勾配があるとき、ある環境の方へ生体が集まっていく現象である」。この現象には情報受容から運動への回路が必要。走性には2種類あるとされ、例えばミドリムシが光のくる方向へ動くような直線的により環境の方へ動く場合と、多くのバクテリアや原生動物の走化性（化学物質の濃度による）や走熱性などのように、一見ランダムな運動をしながら結果的に良い環境の方へ進む場合である。前者は光の受容器と運動器官との間の密接な関連が進化の中で形作られてきたのであろう。後者は「生氣論的」といわれ下記文献によれば「各生体はあちこち行ってみて、その場所のよしあしをはかり、ある判断をしながら動くということ」、つまり「ゆれとゆれの中から環境との相互作用による選択というパターンをもつ」とされている。これらについてはいろいろな実験もなされていて、結論的なことがいえるかどうか現時点ではわからないが、生物の行動にはく「ゆらぎ」つつ模索する>というパターンがしばしば見られるのではないかと、その一例をあげてみた。

大沢文夫・寺本英編集「第7章 行動」『現代物理学の基礎9 生命の物理』岩波書店(1972)

(ii) 下記の文献でも、ゾウリムシの「自発的」な環境への対応に関する実験について論じている。ここで「自発」とはく細胞の状態が出力を出す>と言うことらしい。ここではゾウリムシの泳ぎの自発的方向転換を取り上げている。ゾウリムシは鞭毛をオールのように漕いで泳ぎ、時々10秒に1回、20秒に1回、5秒に1回、オールを部分的に逆漕ぎして方向転換する……。これらの細胞の中で電位がゆれているためと考えられており、平生のパルスは数ミリボルトのパルスで平均のゆら

ぎが3ミリボルト位で、時々5～10ミリボルトのパルスがでる。ゾウリムシは自発的方向転換をしたいがために「ゆらぎ」を作っている。……

大沢文夫『ゾウリムシの行動—自発性と変化する環境への対応』『物性研究』?号研究会報告

4. 脳における「ゆらぎ」、多様化と選択

(1) ニューロンの自然発火・・・脳活動における「ゆらぎ」

脳活動の基本は、複雑な脳神経系（ニューロンとシナプスの回路）における興奮と抑制、ニューロンをつなぐシナプスにおける発火の連鎖から成っているが、ある特定のニューロン群の活動が特定の脳活動に対応すると言われている（特定の方向性）。しかし、下記の文献にも示されているように、特定の脳活動とは直接関係なく脳は絶えずランダムな発火を続けているようだ。そして外的または内的な刺激により特定部分のニューロン群が発火し、これが脳の特定の意味を持った活動となって現れるようだ。ランダムな発火→脳活動のゆらぎは、特定の活動に備えた準備的な活動と考えられ、これらがまた脳の「基底状態～真空状態（物理学における量子場の真空のゆらぎを模して）」の姿であり、脳が生きていることの証ではないだろうか。武田暁『脳は物理学をいかに創るのか』岩波書店(2004)

p.38；セルアセンブリ内のニューロンは、外部から感覚刺激が入らない状況でも活動を停止しているわけではなく、ときどき自発的・間歇的にスパイク発火をしている。外部から感覚刺激が入らない場合でも、記憶想起等に伴う内的刺激や脳幹等からの神経調節物質等による制御によってニューロンが発火することが考えられるが、他の脳部位や脳幹等から切

り離された皮膚切片を用いた実験でも、切片内ニューロンが自然発火することが知られている。このような自然発火は、セルアセンブリ内のニューロン間のシナプス結合を通じてのシナプス電流、あるいはニューロンの細胞膜上に多数存在するシナプス外のイオンチャネルを通じてのイオン電流等が原因で起こりうる。

p.85；セルアセンブリの自然発火は外部刺激に対するセルアセンブリの応答の揺らぎ原因のひとつを与えるので、外部刺激に対するセルアセンブリの選択的応答を調べるときには、測定された発火頻度から自発発火頻度を差し引いてニューロンの応答を抜き出している。しかし、自然発火の単なるランダムな揺らぎでなく、セルアセンブリが来るべき外部刺激に対する応答を準備している表れと考えられる。脳電位の自然的揺らぎによっていつでもセルアセンブリ内の相当数のニューロンが発火の閾値に近い脱分極状態にあり、わずかな入力刺激が加わるとただちに発火する準備を整えている。・・・刺激に対して素早く応答することは脳に課せられた必要な特性のひとつであり、自然発火を支える膜電位の揺らぎはアセンブリの刺激に対しては素早い応答を保証している。

注；ニューロンの発火＝ニューロンの発する電気信号（スパイク）。このスパイクの放出をニューロンの発火という。なお、電気信号の発生はさまざまな化学物質の移動によって起こされる。

セルアセンブリ＝コラム構造のような機能単位を形成するニューロン集団

田中啓治・岡本仁『脳化学の進歩—分子から心まで』放送大学教材（2006）

（2）脳発達過程におけるニューロンの増加・成長と「刈り込み」～多量化・多様化と選択～

脳をもった生物個体の発生の過程で脳神経系が形成されていくとき、多くの多様なニューロンとそれらの間の繋がり（シナプス）が作られながら（ここまでは恐らく遺伝子の機能による）完成してゆくとき、最初ニューロン数やシナプスの急速に増加する時期があり、ある期間の過ぎた後にこれらが減少して、社会や環境のなかで適正な情報の処理や判断をなしうような生存に適した脳神経系が完成してゆく。これは遺伝子の働きで最初必要以上の「多量」の神経系がつくられ、実際の生活や経験のなかで重要なものが残され、一応「合理的」な神経回路に到達する。この発生のメカニズムは、一見神の仕業とも見える、きわめて複雑でありながら合理的な脳回路の不思議さに対する納得の行く回答であるように思われる。

このメカニズムも、多量・多様な中からの、外界との相互作用による「選択」という論理に合致したもののようにみえる。この脳神経が増加し後に減少する一定の期間は脳神経系発達の「臨界期」といわれ、人間では3歳くらいまでの幼児期と10歳くらいの思春期初期にあるといわれ、その時期を過ぎるとそこで得られるはずの能力を獲得するのは不可能ではないが特別の手だてが必要になると言われている。

下記の文献『脳の学習力』では、この臨界期についての解説とともに、最近取り上げられてきている「臨界期」を利用した特殊な能力育成の教育に対し、これを「温室栽培」と称して警告を発している。

J.P. シャンジュー『ニューロン人間』みすず書房（1989）

p.309；神経系の発達、さらに大脳の発達を研究する者が誰でもまず関心をもつのは、当然のことながら、このニューロンとシナプスの巨大な集合の組み立てに関与する、細胞の増殖、分化、結合の増加のような、まさに構成

的なメカニズムである。しかしながら、そのような発達に伴って、ときおりかなりの規模で、この発達過程中的細胞の集合を襲う退化現象があるという、ア・プリオリに驚嘆させられる考えを受け入れなければならない。・・・

もっともよく分析された例の一つは、ニワトリの胎児の脊髄の運動ニューロンの例である。ハンバーガー（1975）は、脊髄の端から端までニューロンの全体数を数えるということを大胆にもやってのけた。5.5 日目の胎児では、こうして（一則で）約2万のニューロンが数えられるが、それに対して生体では12,000しかない。この発達段階と成体期の間に40%の運動ニューロンが死んでいるのである。このような死は、主に胎生6日から9日の間に起こるが、それは成体でも続いている。ただしずっとゆっくりしたりリズムに従っているのである。ニューロンが大量にいけにえにされることは、正常な発達の一部である。これは正常発達の臨界期の一つを構成しているのである。・・・

p.311；この退化の過程はきわめて一般的なものであると思われる。それは中枢神経系と同じように、末梢神経系にも及んでいる。その過程は、骨格筋のレベルできわめて正確に追っていくことができるようになった。非常に解像度の高い電気生物学的方法の力を借りて、発達途中の「活動」している神経終末を一つ一つ数え上げることができる。まず成体では、「敏速」筋繊維のおおのは、繊維の中央に位置する一点でのみ神経支配を受けるにすぎないことが確かめられる。しかしながら、ネズミが生まれるときには、その同じ場所に四か五までの活動している神経終末が数えられる。その子ネズミが歩くことを学習するに従い、次第にこのような機能している終末の数は減少する。成体ではもはや一つしか

残らなくなる。このような発達の過程で、運動ニューロンおよび筋繊維の数はほとんど変化しない。退化はもっぱら軸索の分枝とシナプスに影響を及ぼすのである。その際に、おのおののニューロンが支配している筋繊維の「領域」は縮小する。神経系が重複し、冗長なのである。

p.312；誕生時、ネズミあるいはハツカネズミの新生児は、おのおのプルンキエ細胞が4から5本の登上繊維を受ける「重複」の多い小脳をもっている。その後の数週間、ただ一つの登上繊維の安定化がおこって成体の繊維構造が発達し、他の4本は変成してしまう。大脳皮質では、おのおのの錐体細胞は数千のシナプスを受けてそれを形成している。発達の間、その数を数え上げることは労多く困難な仕事であり、そのようなことを企てる粘り強さをもっていたのは、ただ何人かの特別な動機をもった解剖学者だけであった。短尾ザルでは、・・・錐体細胞の樹状突起はまず「ひげ状」であるが、やがて「毛髪状」となって棘でおおわれる。誕生後8週で、それらの樹状突起は、ルンドの共同研究者たちが「超棘」期と命名した段階に達する。実際、それに続く数ヶ月さらに数年の間に、この棘の数はもっぱら減少していくだけになり、少なくとも二分の一には減少する。

p.314；・・・皮膚の場合でも筋の場合と同じように、この領域は成体におけるよりも誕生時の方がはるかに大きい。その領域は、軸索の枝が削除されることにより、皮膚の成熟にともなって縮小していく。神経終末の退化は、このようにして成体の大脳皮質の結合の構築に関与している。シナプスの重複の相から「軸索と樹状突起」の退化の段階へという継起は、したがって、神経系の発達の一つの臨界期を現している。この時期をニューロン

網の後発生の特徴的な過程ととらえることは理にかなっているように思われる。

p.323；「選択的安定化による後発生理論」の項からの引用・・・発達過程で、いったんニューロンの最後の分割が終わると、軸索および樹状突起の枝が芽生え、繁茂して広がる。この「臨界」期において、神経網の結合は最大となる。ニューロンの可能な結合の数は最大値に達する。細胞のレベルでは、余分の、すなわち「重複する」シナプスが観察されるが、この重複は一過性のものである。退化現象が急速に起こってきて、ニューロンは死滅していく。ついで軸索および樹状突起の枝の相当部分の刈り落としが起こる。そして活動的であったシナプスも消えていく・・・ニューロンの特異性の「後発生的」発達は、発達中のニューロン網の活動によって調節される。そしてその活動は、最大重複期に存在するシナプス接合全体のうちで特別な分布のものの選択的安定化を指揮している。

(注；以上は第7章 後発生からの引用であるが、この文献にはこの点でのさらに詳しい論述があるが省略し、少しあとのこの章の最後にある「学習とは削除すること」の項から若干引用しよう。)

p.352；・・・選択的安定化のもう一つの積極的な側面は、神経細胞のもつ特徴的かつ特有の特性を考慮に入れていることである。その特性とは、シナプスのチャンネルを通して、他の細胞と不連続でよく個別化された何千という接合をうち立てるということである。樹状突起のレベルの集中、軸索の枝分かれによる分散によって、いまや単に細胞レベルではなく、ニューロンの「系」のレベルに位置づけられる結合の組み合わせがつくり上げられる。選択的安定化は神経細胞の集合のレベルで働いているのである。この集中と拡散とい

う特性によって、神経活動の組み合わせがつくり上げられることも可能になる。・・・

S. J. ブレイクモア, U. フリス『脳の学習力』岩波書店 (2006)

p.33；出生後の早い時期から、脳は新しい結合(シナプス)を形成し始め、シナプス密度(脳組織の単位量あたりのシナプスの数)は急激に増加する。神経細胞での樹状突起の成長と、そこに起こるシナプスの発芽は、春に若い芽がみるみるうちに芽吹く様子にたとえられる。脳では「シナプス形成」とよばれるこの過程がしばらく続くが、その持続期間は動物の種類によって異なる。その後、シナプスの刈りこみの時期になり、よく使われる結合は強化されるが、あまり使われない結合は取り除かれる。(庭木の剪定！)

津本忠治『脳と発達』朝倉書店 (1986)

例として、サル網膜節細胞の軸索である視神経繊維の数の変化(Rakic,1983)などが取り上げられている。

成熟サル 170 万本(ヒトの場合に非常に近い)
胎生 54 日目成熟化により多くなり 69, 80,
95 日目には 約 260 万本
胎生 110 日目までに急減 約 180 万本
生後 67 日目 160 万本

新井康充『脳とニューロンの科学』裳華房 (2000)

p.249；生後の発生過程では、神経回路の配線の設計は遺伝的な制約を受けてはいるが、かなり自由度があり、シナプス形成はいろいろな内的・外的な環境要因に影響され回路は修飾されてできあがって行くので、発生段階の神経回路はきわめて可塑性に富む。

多賀厳太郎「赤ちゃんの脳はどのように発達するか」『科学』292号 (2007)

(3) 脳による判断・選択の過程

脳(特にヒトの脳)は自然界に存在するもっ

とも高度に発達したシステムであろうと考えられている。脳に関する研究は急速に進んでいるが、まだ未知なことも多い。ここでは最近岩波の科学ライブラリーとして発行された『予想脳』（藤原直敬著）という解説的な文献に、一つの仮説として著者が導入した〈脳の本質的な機能の一つとして予想脳という概念仮説〉を取り上げ、脳という高度なシステムの特徴について考えてみたい。

「予想脳」の考えは、あくまで一つの仮説であるが、ここで興味のある点は、脳内に未来のための判断をする機能と同じ脳内に示される判断されるべき材料が、確率を付して提示されるということ、そして判断する機能によって、ある行動や考えが「選択」されうることである。

生物の進化においては、生物独自の機能として突然変異がある確率的な仕方で起き、変異種が環境による淘汰により、また偶然にある種が残される。つまり自然に選択されるのであったが、ヒトの脳に至って、選択する機能と選択されるものを表現する機能の両者が同一脳内に存在するようになった、というのが興味のあるところである。

藤井直敬『予想脳』岩波書店（2005）

p. 7；我々の脳は生涯のうち一度として同じ環境におかれることはないし、環境は常に変化し続けている。たとえば、毎日の通勤で同じ交通機関を使い、同じ道を通っていても、自分の周りが全く同じ条件になることなどないだろう。脳への外界からの刺激入力が入いつも異なるのだから、脳内の情報処理そのものも、原理的には生涯一度として同じことが起きることはないはずである。・・・経験や学習は脳内ネットワークに蓄積されているのだから、我々の脳のネットワーク構造は今日と昨日とは違うはずだ。・・・同じ自分自身とはいえ、以前とは別物の脳が、異なる刺激を異なる環

境で処理しているのだから、以前と異なって感じられるのは自明のことなのだけれど、なかなか自分と環境が常に変化しているということが、その違って感じられる原因だと実感して理解することは難しい。つまり、自分自身の脳内処理構造の変化をあまり自覚していないということである。

p.27・・・簡単にいってしまえば、より多くの細胞が同じ情報の処理に関わることができるのがヒトであり、すなわちそれは、ヒトとサルの情報構造化能力の差として現れてくると考える。

構造化能力とは、取り組んだ情報を結合し、それによって情報にさまざまなタグを付加し、脳内に情報構造体を作る能力である。・・・進化の過程で神経細胞の数を増やすことで、脳内情報構造体の厚みを増すことに成功したことこそが、我々をヒトたらしめている所以であろう。

p.28；脳は通常、外界からの情報を自動的かつ無意識的に処理している。視覚や聴覚はその典型であり、各自が恣意的に目を閉じ、耳を塞がないかぎり、脳の認知機能は有無を問わず自動的に働いてしまう。脳のシステムは、自分から積極的かつ選択的に社会環境情報を取り込んでいるのではなく、目や耳を通じて受動的に受け取った外界情報を否応なく自動処理して、自己のおかれている社会環境についての最新の情報を常に必要に応じて使えるように脳内に表現しているかに見える。

p.29；我々ヒトは、神経ネットワークの多量構造化を、神経細胞の数を増やすことにより達成した。それはサルよりはるかに重層的であるに違いない。ヒトと比べて平板なサルの情報構造体では比較的直接的な情報表現しかできなかったのに対して、ヒトでは、より曖昧な形で情報を抽象的、記号的に表現することが可能になった。

p.41；・・・常に大量のエネルギーを消費している視覚や聴覚などは、いったい何のために働いているのだろうか。・・・必ずそこには現実的な利点があるに違いない。

p.44；予想脳 以上の疑問に対する答えは、「予想脳」という考えを導入することで明らかになってくると考える。次に生ずる未来を常に予想して、絶えず流入してくる自動処理された外界環境情報と自己が予想した未来とを比較することが、脳の本質的な機能である。という考えである。なぜ脳はそのようなことをするのか。それはおそらくエネルギーを有効に使うためであろう。・・・・・・それでは、どうやって未来に起きる事象を予想しているかといえば、自己をとりまく空間情報をベースとした「テンプレート」と、その空間に付随して学習により蓄積された「オブジェクト」を用いて予想を行っていると考え、オブジェクトには将来起きうる事象が確立的に表現されている。以下詳細は略。

4. 子供の発達期における「遊び」について

ここで、人間の活動についてであるが、すこし方向を変えて、子供の発達期における「ゆらぎ」(?)ではないかと考えられる「遊び」について、発達心理学の文献(教科書あるいは研究書でもあるかも知れない)に述べられているその定義や性格などについて考えてみる。実際、文献によってかなりとらえ方(表現の仕方も知らないが)が異なるので、以下に、一般的にさまざまな論について羅列してある『心理学事典』(平凡社)と一つの教科書から引用する。

いずれにしても、子どもの発達期の遊びは、はっきりした目的や計画性がほとんどなく、その意味で「方向性(定向性)」がなく、またしばしば遊びの対象や種類も変化する。しかし多くの場合非常に真剣なものがある。おそらく一

人の人間とくに社会性をもった人間となるための準備、模索の段階を過ごしているのであろう。ここでは将来の定まった方向を見いだすための「ゆらぎ」ととらえて、より深く考えてみたい。(生活の中から「遊び」の部分だけを取り出すことは難しい)

『新版心理学事典』平凡社(1981)

p. 6；遊びの定義：一般的に生存のための実際の適応に直接かわらず、その行動以外の目的や強制によらない、行動それ自体の喜びを目的とする、自由で自発的行動をいう。その点でまじめな適応行動、仕事または学業、現実生活など対比されるが、子供はまじめに遊ぶといわれる。

遊びは余分な行動といわれる(非適応的、非实际的、非生産的、非手段的、自己目的、非現実的)が、これらの概念は十分明確ではない。行動の内容から遊びと遊びでない行動を区別することは困難。多くの行動が行動主体の態や動機しだい、遊びとしても、遊びでない行動としても行われる。

・・・遊びについての理論として、本能説、余剰エネルギー論、休養説、準備説、練習説、反復説、浄化説、等々が上げられているが、詳細は略。

氏家達夫『基礎発達心理学』放送大学教材(1986)

p.137；遊び 社会性の発達にとって遊びはかせない。遊びを通して子どもたちは運動能力、知的能力、集団生活に必要な能力などを学習していく。特に集団遊びの中でさまざまな社会性を学んでいく。しかし子どもの遊びが室内化、個人化されたという指摘がなされてから久しい。子どもの遊ぶ力の低下をくい止めることが大切。・・・

5. 人間の行動の「計画性」について

人間のもつ優れた能力の一つに「計画性」がある。先のことについて、その目標を定め、その意義についても吟味し、その目標に到達するための効率的な道を定め、それに従って行動する。これはヒトという種の遺伝的な特性と学習や経験から対象や自分自身を含む人間についての法則的な知識を獲得し、適用しうる能力から可能になることである。しかし一方、この「計画性」のもつもう一つの面についても注意する必要がある。それは「先のこと」についての考えや行動の固定化である。上述のように計画を立てうるのは、人間が「先見性」「予言性」のような能力をもつからである。しかし、このような能力は無限ではなく、自然も社会も絶えず複雑な変化をしており、未来の動きは確率的にしか予言できない。勿論この計画にはこの確率の高いもの低いものがあり、それが計画の善し悪しを決めるであろう。この計画性の固定的な面が強く現れたのが、国政の面で言えば、官僚政治であり、また独裁制であろう。

ここで注意したいのは「計画性」の優れた面とともに、それが一方で「ゆらぎ」の幅を狭める面があるということである。「先の見通し」についてはその根幹の太い部分（これがもっとも重要）と絶えず周辺や自己の状況への模索～「ゆらぎ」の部分があることも考慮する必要がある。「ゆらぎ」はしばしば計画の改善や場合によっては転換に導くこともあろう。

最近「ぶれない」ことをもって良きリーダーの資格とするような風潮が見られるが、これはものの一面ではないか？ あるテレビ番組でよきリーダー（経営者の例）の紹介があったのをみたが、まず真っ先に述べていたことは、絶えず周辺の社会環境に目を配り、人の話をよく聞くということであった。自分には経験がないので、以下に「失敗学」で有名な畑村洋太郎の最

近の著書『失敗学の法則』と、名和小太郎の著書『イノベーション 悪意なき嘘』から若干引用しておくことにする。

畑村洋太郎『失敗学の法則』文春文庫（2006）p.72～74；「9. 質的变化を見落とすな」から、ひとつの技術、あるいはひとつの産業の盛衰を見ると、どんな産業も必ず図11（略）のような寿命曲線を描きます。第1段階が萌芽期、第2段階が発展期、第3段階が成熟期でその産業がピークに達します。そして第4段階が衰退期。・・・

（第3段階）すでに多くの失敗を経験し、効率のいい方法も体得したから、それらをうまく活用して利益を上げようという工夫を始めます。これがマニュアル化で、人材に対してもマニュアルに沿ってだけ行動するように教育する。マニュアル化というのは一見、効率よく利益をあげられるようですが、実はマニュアル以外に書かれていることは許されない、ということであり、多くのものをそぎ落として簡略化してしまった結果、技術の脈絡に融通性がなくなり、硬直化してしまいます。人材にしても、マニュアルに書かれた範囲内の経験しかせず、技術に対する真の理解のできない人ばかりになります。そういう人材は、予期せぬ事態に対応できず大失敗をひきおこし、組織は致命傷を負ってしまふ。・・・

p.173；作業がマニュアル化すると、たしかに効率は上がりますが、技術者はマニュアルに書かれていること以外ではできなくなり、次第に創造力や考察力が低くなっていきます。そのため、会社は見かけ上は利益も上がって前途洋々なのに、その中身は技術がどんどん低下して脆弱なものになってしまうという現象が起こるのです。そのことに気づかず、利益を上げることだけに躍起になって、さらにマ

ニュアル化を進めると、組織内の個々人に「視野狭窄」がおこります。・・・

名和小太郎『イノベーション悪意なき嘘』岩波書店 (2007)

p.977；第5章 部分最適へ、短寿命へ

6. 歴史について

この問題は別に考えたい。歴史の専門家にも教えを請い、またよく議論して進めたい。ここでは、歴史を学ぶにあたって、何かきっかけになりそうなテーマとして考えた二つの「問い」についてだけ述べてみたい。二つの「問い」とは；

1. 歴史は真実の「歴史」でありうるか、それとも「歴史物語」か？
2. 歴史に「もし (if)」を言っではならない、と言われることがあるが、本当か？

回答は未完成だが、現在の感想だけを簡単に述べると、1. については、たまたま目に付いた一冊の書物ジョン・H・アーノルド著『〈一冊でわかる〉歴史』(岩波書店)を参考にして、若干考えてみる。内容を取り違えているかも知れないが、簡単に言えば、歴史が資料に基づいて考察し、できるだけ客観的に描かれるようになったのは(つまり学問としての歴史になったのは)、ヨーロッパでもそう古いことではない。かつては「真実の物語」で、近代になって「真実の物語」となった、ということらしい。歴史の流れはきわめて複雑で、その各ステップで人間の意志や行動が働いている。歴史の叙述はほとんどの場合、その一部を取り出して記述せざるを得ない。またそうすることが必要である。その点で「物語」にならざるを得ない面がある。

実際、現在過ぎつつある世界また日本の歴史を観察していれば、現在の時点より以前から流れている強いまたは太い幹のような流れと、短期間で変わってゆく「ゆらぎ」の部分がもつれ合っているように見える。この様相はどの時点

で切ってその断面を考察しても変わらないと思う。歴史はある時点で見れば、過去からの動きの継続であり、同時に現在絶えず人間の意志や行動がその方向に修正を加えてその方向を変えようとしている。人間の力で変わる場合もあるが(小さな変化は絶えず起きているが)必ずしもそのとおりには進まず修正が行われる。物理学的に言えば、人間の力で絶えず初期条件を与えなおしているような系である。何か法則性があり得ることが伺える。

2. の「問い」については、こう考える。「もし」は過ぎ去った過去についてのことなので、これを繰り返して試すことが不可能なので、意味がないと考えがちであるが、現在人間は、社会をどう進めるかについて、たえず将来についての「もし」を考えて、進路を定めている。これは過去の時点でも同じであったはずだ。したがって、「もし」を否定すると、宿命論にならざるを得ない。おそらく歴史、つまり、人間の社会の動きについては、絶えず各時点で、その後の動きについて多くの可能性があり、またそれらの可能性に実現の確率が与えられるようなものではないか、と想像される。歴史の中に過去の時点における「もし」を見いだして、それらを確率的に考察することが望まれる。現在、このことを意識しながら、日本の近現代史を学んでいる。(?)

7. 量子力学における「ゆらぎ」

現在物理世界におけるもっとも基本的な量子力学では、その基本に「ゆらぎ」が横たわっている。ここではまだ取り上げられないが、その「ゆらぎ」＝量子力学の構造について、十分調べる予定である。

学生運動の源流「東京帝国大学新人会」 —第2回 東京帝大新人会の活動—

高 木 秀 男 (日本科学者会議福井支部)

5. 森戸事件の発生と新人会

新人会は具体的にどのような活動をしたのだろうか。それは時代が次第にファシズムに向かってつき進む時代だけに、前期と後期では活動スタイルに大きな違いがあった。前期新人会は、次節で述べるように大学で誕生した組織であるにもかかわらず、大学の自治や学問の自由といった問題に対して真正面から取り組まなかった。そのことは1920年1月に起きた「森戸事件」に対する態度にも表れた。この事件は東京帝大の法学部から経済学部が独立し、経済学部の機関誌として『経済学研究』が1919年12月に創刊された際、その創刊号に森戸辰男助教授が「クロボトキンの社会思想の研究」を発表したことに端を発する。上杉慎吉教授を中心とする学内右翼団体の興国同志会がこの論文を非難し、大学総長と文部省に森戸処分を要求したため大事件に発展した。

事件の処分を迫られた経済学部教授会は起訴を免れさせる一手段として、1月10日に森戸の休職処分を認めた。しかし原敬内閣の司法当局は、14日にこの論文を新聞紙法第42条にいう「朝憲紊乱」に該当するとして、森戸と雑誌の名義上の編集・発行人であった大内兵衛助教授を起訴したのである。

明治国家の作り上げた治安体制の特徴は、反体制活動と政府が考えるものを行政警察的な手段によって即物的に鎮圧することを眼目とする点にあった。伝統的な治安体制の中心は、内務大臣による出版取締り（新聞紙法や出版法）と、集会・結社取締りの二つであった。出版に関しては、内務大臣の禁止処分には利害関係者はい

かなる不服申し立てもなしえなかった点が重要である。すなわち出版規制には、司法の果たすべき役割がほとんどなかったのである⁽¹⁾。

しかしながらこの事件では、内務省の検閲上なんら問題にならなかった学術論文に対し、司法省の検察官僚が起訴処分権をふりかざして介入したことを意味する。しかもこの事件のイニシアティブをとったのは平沼騏一郎検事総長や鈴木喜三郎司法次官で、さらに小山松吉大審院検事局次席検事が自ら上告審を担当した。この3人の司法官僚は、後の治安維持法制定の重要な推進者である。

このような司法官僚の介入事件が起きた背景として奥平康弘は、「大正デモクラシーの風潮の中で、内務官僚の側は自由主義化し、明治国家的な治安優先・警察先行を避けて、むしろ労働政策・社会政策を推進して、労働運動・社会運動の要求の一定部分を社会的に承認して大衆を体制内化することを得策と考えていた。ところが1910年の大逆事件以来、治安体制に重大な関心をよせていた司法官僚は、内務官僚の考えによって手拔かりが生じた思想統制領域に乗り出してきた」と分析している⁽¹⁾。

経済学部・法学部の学生たちは学生大会をひらき、学問の自由を主張し経済学部教授会に反省をうながす決議を行なった。黎明会は4ヶ月の沈黙を破って森戸支持の集会をひらき、早大の大山郁夫、杉森幸次郎教授らの「早大文化学会」も、2月7日、進歩的諸団体の支援のもとで講演会を開催し二千名の聴衆を集めた⁽²⁾。『中央公論』『改造』『解放』『我等』などの総合雑誌も、こぞって森戸支持、経済学部・政府批

難の論文を掲載した。

裁判では黎明会の吉野作造、安部磯雄、三宅雪嶺、高野岩三郎、佐々木惣一が特別弁護人として法廷に立った。また佐々木は京都帝大法学部の機関誌『法学論叢』に「大学教授の研究の限界」「無政府主義の学術論文と朝憲暴乱事項」という二つの論文を書き、休職処分を不当とし、森戸論文は「朝憲暴乱」にあたらないと論じた。

第一審は弁護側の主張を一部認め、森戸論文は「朝憲暴乱」にはあたらないと判断したが、「安寧秩序暴乱」で森戸は禁錮1ヶ月、大内は無罪とした。だが第二審と大審院は「朝憲暴乱」で有罪とし、森戸が禁固3ヶ月・罰金70円、大内が禁固2ヶ月（執行猶予2年）・罰金20円となり、両名とも大学を退職するはめになった⁽²⁾。森戸は刑に服し、出所後、大原社会問題研究所の所員となった。大内も同研究所の嘱託になったが、後に休職を解かれ東京帝大に復帰した。そして黎明会の活動も、森戸事件を掲載した講演集が最後となった。

森戸事件が起きたとき、吉野作造は『東京朝日新聞』に「クロボトキンの思想の研究」を連載し、自らもある意味で無政府主義者であると宣言した。彼はまず、無政府主義は国家という強制組織を否認するが、人類の共同生活を否定するものではないとし、無政府主義には空想的、科学的、人道的の三つの段階があると主張した⁽³⁾。

空想的無政府主義は国家に対する感情的反感によるもので、国家を破壊する危険性がある。科学的無政府主義は、クロボトキンのように学問上の理論より、国家は人間の本性を損なうとの観点から国家を否定するもので、その根拠には確たるものがある。そして人道的無政府主義は、人類の共同生活における究極の理想に、国家という強制組織のない状態をおく。究極の理想世界では各個人の理想が最大限に発揮され、

道徳が規範となり無政府状態が実現される。この理想世界に照らすと現在の国家組織は相対化される。既存の国家権力を、人間の自由を拡充するための強制組織へと改革するのが、吉野のいう人道的無政府主義であった。

6. 機関誌にみる新人会の活動と思想

前期新人会の主要な活動は、進歩的な思想を弁論と文章によって広めることであった。その主要な拠点は機関誌で、学生によってそれが政治的な目的に使われたもっとも早い例といえる。新人会機関誌は権力の圧力や弾圧、編集方針の変更によってたびたび誌名を変えた。『デモクラシー』は1919年3月から12月で8冊、『先駆』は1920年2月から8月で7冊、『同胞』は1920年10月から1921年5月で8冊、『ナロオド』は1921年7月から1922年4月で9冊発行された。

この4誌のうち『同胞』を除く3誌は基本的に同質の雑誌で、その内容は大学生を中心とした知識人向けの記事、すなわち学術論文、翻訳、時事評論、会員の近況、時には短編小説や詩などを載せた。『同胞』は新人会支部の労働者向けの色彩が強く、労働者の啓蒙に力点がおかれた。機関誌の発行部数は500部を超えなかったが、読者に与えた影響はかなりのものであった。

機関誌の内容を研究すれば、新人会の思想および活動の様子がわかる。機関誌を中心に新人会を研究した業績としては、佐々木敏二の論文「『新人会（前期）』の活動と思想」⁽⁴⁾と中村勝範編『帝大新人会研究』⁽⁵⁾がある。以下これを参照しながら新人会の活動を見ていこう。

『デモクラシー』は1919年12月までに8冊刊行されたが、うち2号、5号、8号は発禁処分を受け、6号は伏字多数であった。新人会が最初の機関誌名を『デモクラシー』としたのは、

反逆の行為であったとの回想がある⁽⁶⁾。この時代には「労働」や「社会」を口にするだけでも不穏の響きがあり、「デモクラシー」にいたっては危険思想の最大のものであった。だから吉野作造も「民主主義」というのを憚り「民本主義」という言葉を使用していた⁽⁷⁾。

新人会の会員は学外の活動にも積極的に参加した。1919 年に入ると普通選挙要求運動は再び組織的になり、「普通選挙同盟会」をはじめ青年団体、政党の運動は活発化した。吉野は『中央公論』2月号に「選挙権拡張問題」を発表し普選断行を要求した。このような状況の中で、早大には「普通選挙促進同盟会」、日大には「学生同盟会」などの団体が生まれ、新人会などと一緒に都下の学生たちは普通選挙要求にむかって動いていった。そして2月11日には、都下各大学の弁論部、新人会、普選促進同盟会の主催による普通選挙要求大会が、学生千名以上をあつめて日比谷公園運動場で開催され、閉会後には宮城前までデモ行進を行なった。

このとき開会中の第41帝国議会では、選挙関連の法案が審議されており、結局政府案が可決され、大選挙区制が小選挙区制に改められ、選挙資格の納税要件は直接国税10円から3円に引き下げられた。これによって有権者は150万人から330万人になったが、それでも有権者は全人口の5.5%に過ぎなかった。

この2月11日の普選要求大示威運動が宮城前で解散し、宮崎龍介が帰ろうとしていたとき、普選獲得運動の仲間に入れてくれという青年に出会った。この青年は永峰セルロイド工場で働く渡辺政之輔⁽⁸⁾であった。宮崎は、労働者なら普選運動より労働組合運動をすることの重要性を話し、新人会の会合に出てくるようすすめた。それに応じて渡辺、^{いほりさわ}菴澤義夫らが新人会の会合に出席し、労働者を新人会の会員として認めることが決定された。この渡辺こそ、1922

年の日本共産党結成とともに入党し、モスクワにも派遣されて「27年テーゼ」の起草にも参画し、帰国後、日本共産党の委員長に就任した人物である。

そして2月24日には新人会亀戸分会が発足し、労働組合結成の準備がすすめられ、5月6日には全国セルロイド職工組合が結成された。7月29日には永峰セルロイド会社の職工330余名が労働条件の改善を求めてストライキに入り、8月1日、会社側は平均3割の賃上げ、臨時手当2倍半増額を発表し争議は労働者の勝利となった。

新人会の思想は、資本主義社会を改造した後、に相互扶助社会を築き上げるというものであったが、そのためにはその考えに共鳴する人々が必要であった。そこで地方の知識青年や労働者を組織して地方支部の結成がなされた。そして亀戸支部につづいて、1919年3月1日、二高および東北学院の学生が中心となって仙台市分会が発足した。続いて4月19日には京都新人会が作られ、さらに広島、秋田、金沢と支部が結成されていった。

特に7月に結成された広島支部は、労働者の丹悦太が会員100人近くを集めて結成された。秋田と金沢の支部は農村地域を基盤にしたものであった。秋田支部の責任者となった佐藤賢太は、宮崎龍介の父・宮崎滔天^{とうてん}に師事して中国にわたり孫文の革命運動にかかわった人物である。金沢支部は四高出身の新明正道の尽力で結成されたものであり、機関誌『異邦人』を刊行した。

新人会機関誌『デモクラシー』は1920年2月、『先駆』と改題された。改題は早くから予告されていて、その理由は、「デモクラシーの叫び」がすでに世論となり、あらゆる新聞雑誌に唱えられ、国内一般の理解も進んできたので、目的の一部が達せられたから、さらに「百尺竿頭一歩を進め」るためであった⁽⁴⁾。

この点に関して吉田博司は、目的の一部とは政治的デモクラシーの啓蒙を意味し、普通選挙運動が高揚し、国民化する兆しが見えてくると、新人会の目的の一部が達せられたと考えるようになったと述べている。そしてさらに、普選運動に新鮮味を感じなくなったという理由だけでなく、次の三つの理由を指摘している⁽⁹⁾。

第一に、新人会は当初から政治的デモクラシーをもって能事足れりとは考えていなかった。むしろ政治的デモクラシーは経済的解放の前提であり、一手段と考えていた。第二に、1919年の初頭までのデモクラシー思想は主として政治的デモクラシーであったが、1919年2月以降、経済的解放思想が論壇に流行し始めた。この新たな展開が、時代思潮をリードしようという志をいだく新人会員の関心を、普通選挙論に政治的デモクラシー論より経済的解放思想の方向へ展開させた。第三に、新人会と労働組合運動の結合である。1919年から1920年は労働組合運動の急速な勃興期にあり、新人会はこの時代状況に刺激された。

『デモクラシイ』では、普通選挙が社会改造の手段として有効であるとされていた。だが『先駆』の時代では、普通選挙が特権階級や既成政党により現状維持的に利用されたり、労資協調に役立たされることに警戒を抱くようになり、やがてそれは不信感に転換された。普通選挙による社会改造の可能性への疑問が深まるにつれて、急進思想としてサンジカリズムへの関心が強くなっていった。

『先駆』におけるこのような思想の急進化の背景として、吉田博司は次の二つの要因を指摘している⁽⁹⁾。第一に、普選要求運動の挫折という事態である。普選運動は1920年初頭に最高潮に達し、第42議会で憲政会、立憲国民党により普通選挙法案が上程されたが、政友会の原敬内閣は衆議院を解散し、5月の総選挙で大勝

し普選運動を沈静化させた。第二に、第一次大戦後の不況により倒産・工場閉鎖が相次ぎ、解雇・賃下げなどの激しい資本攻勢が労働運動の急進化を促した。

『先駆』創刊号の準備がすすむ1920年1月、森戸事件が発生した。森戸事件は、学内外において言論・思想・学問の自由について大きなセンセーションを巻き起こした。新聞の報道だけでなく、『中央公論』や『改造』などは事件の特集を組み、東京帝大では森戸擁護の学生大会が開かれた。2月7日、新人会は黎明会、啓明会など各種文化思想団体と会合し、「言論の自由を期し、文相、総長、経済幕部教授会の責任を問う」決議を採択した⁽⁶⁾。さらに2月27日には、大学構内で阿部次郎を招いて森戸問題を論ずる講演会を開いた。新人会の社会批判は、「教授会が同僚の森戸を休職処分に付した」として大学批判にエスカレートし、大学は特権階級の御用学校にすぎず、むしろ無産者の敵であると『先駆』(1920年3月号)で追及した。学生大衆は森戸を擁護したが、大学を敵視することはなかったもので、新人会員と学生大衆との間にギャップが生じた。

『先駆』次号の「新人会記事」は、「本会は今更言論や思想の自由そのものゝための運動には熱中しない主旨である。我等はむしろかゝる無用の制度を存せしめる不合理な社会状態を革新せんがために結束し、宣伝しているものであることは識者には了解できてゐる筈である」と書いた。残念ながら経験に乏しい学生たちには、とりわけ大学にとって「学問の自由」がいかに大切であるか、それが闘いによってのみ勝ち取れるものであるということが十分理解されていなかったのである。

『先駆』時代の新人会の活動は、森戸事件への対応から開始されたが、それは新人会結成以来の経済的危機と重なっていた。『デモクラシ

イ』第8号は1920年1月以降の機関誌名を『先駆』と改めると予告していた。しかし、『先駆』の創刊は1920年2月1日まで延びた。その原因は『デモクラシイ』の第5, 7, 8号が発禁処分を受けたことによる。『デモクラシイ』創刊以来、星島二郎による人的、財政的援助が7号を最後に打ち切られたことも大きな打撃となった。

新人会は機関誌発行継続のために機関誌出資組合を『先駆』創刊とともに設立した。そして機関誌発行のための業務は出版社の大鑑閣に委ね、発行資金の調達を出資組合が担当することにした。もう一つ新人会内部に紛糾を起こしたのは、1920年1月に起きた宮崎龍介と伊藤（柳原）白蓮の不倫事件である。この事件に怒った新人会員は連名で宮崎に絶交状を送り、彼を除名した。この事件により、新人会は3月には大鑑閣から宮崎編集主任で発行されていた雑誌『解放』と絶縁し、編集部から赤松克麿、山崎一雄、新明正道のスタッフを引き上げた。そして5月から『先駆』の発行元を聚英閣に変更し、新人会の本部も移転せざるを得なくなった。

新人会は宮崎除名の余波をうけ、二度も本部を移転せざるを得なくなったが、本部および大学構内が新人会員の研鑽と思想の交流の場であることには変わりにはなかった。1920年春、新人会の会合は来客でにぎわった。賀川豊彦、森戸辰男、櫛田民蔵のほかロシア生まれの盲目の詩人エロシェンコや宗教運動家・伊藤証信^{しょうしん}の姿も見られた。また堺利彦、河上肇、朝永三十郎らには新人会員のほうから直接訪ねて交流した。

新人会は『先駆』の時代に地方支部設立と啓蒙宣伝活動を明文化した。これにより、1920年5月には能登と福井の支部設立が報じられ、6月に小樽、7月に熊本支部が誕生した。地方へ新しい思想を浸透させるために、新人会は信州に直接出かけていき演説会を行なった。1週

間かけて伊那、上諏訪、松本、長野、上田、長瀬とまわって演説会を行ない、農村青年、地方知識階級、小学校教員、高等学校生徒らと交流した。

新人会機関誌『同胞』は、『先駆』の後継誌として1920年10月に創刊され、1921年5月まで8冊発行されが、3号と6, 7, 8号が発禁となり、その後『ナロオド』と改題された。『先駆』からの改題の理由については、『同胞』第1号に①48ページの雑誌発行による財政負担軽減、②研究重点から宣伝本位の編集方針への転換が挙げられている。要するに、インテリにありがちな高踏的態度を改め、同胞意識をもって社会運動に参加しようというのが、改題の理由であった。そのため『同胞』はA4判8ページ、1部10銭のパンフレットとなった。

1920年3月以降、日本の経済は第一次世界大戦後の世界的な不景気に襲われた。工場の閉鎖、生産の急激な減産、失業の増加と賃金低下の傾向が将来され、労働不安が生じた。労働者は猫のように従順になり、労働争議は激減した。組合の態度も守勢に転じ、一方で急進的で無政府的なサンジカリズムの思想が労働運動の中に台頭してきた。新人会の『同胞』の中にもサンジカリズムの影響が見られた。

サンジカリズムは、無政府主義を労働運動にもちこんだ小ブルジョア的な「左翼」日和見主義思想である。政治闘争および国家権力を否定する無政府主義の立場から、労働組合を唯一の階級組織とみなし、破壊活動やゼネストなどの「直接行動」によって政府を倒し、生産の管理権を組合の手になぎること、一挙に搾取社会を廃止できると主張した⁽¹⁰⁾。

1921年はサンジカリズムの影響のもとにストライキの嵐が全国的に起こったが、『同胞』には東京足立製作所、日本鉄工株式会社、園池製作所、巣鴨ナポール時計工場、足尾銅山の

争議報告文が掲載された。サンジカリズムやギルド社会主義の影響を受けた『同胞』であったが、新人会には一方で過激な直接行動を排し、着実な漸進的手段によって労働者の要求を実現しようとする労働組合主義の立場をとる者もいた。この立場で首尾よく争議を解決したのが、組合の承認と待遇改善を要求した足尾銅山争議(1921年3月～4月)であった。

『同胞』時代の思想」を分析した酒井正文は、論文⁽¹¹⁾の結語で次のように述べている。

『同胞』の思想には、アナーキズム、サンジカリズム、ボルシェヴィズム、ギルド社会主義などの当時の社会改造論の立場が混在していた。これらは、資本主義に支配された物質的環境を変革することを主張する点において共通するものであった。『同胞』発刊に遅れて1920年12月に成立した日本社会主義同盟も、反資本主義を糾合したものであったが、5ヶ月後に消滅した。日本社会主義同盟の消滅は思想の不統一にあったとされているが、不統一という点では新人会も日本社会主義同盟にひけをとらなかった。新人会が日本社会主義同盟の成立に先立って成立し、同盟の消滅後も存続した理由の一つに、実現をめざす理想の社会観が、伝統的な日本の農村における共同体の相互扶助的生活を觀念上に再生するという点において、土着的であったことをあげることができる。

『同胞』時代の新人会の活動の中心は啓蒙宣伝活動であった。1920年10月13日には社会主義者の堺利彦を招き講演を聞き、10月25～27日の帝国教育会での学術講演会には北沢新次郎、室伏高信、有島武郎、長谷川如是閑を招き、聴講者は連日600名を超える盛会であった。11月14日にはアナーキストの石川三四郎を招聘し懇談の機会をもち、3日後に東京帝大で講演会を行ない、300名の聴衆が集まった。官僚の養成所で保守反動思想の牙城である東京帝

大で「主義者」の講演会を開くことは、まさに破天荒な事であった。新人会は『同胞』刊行期間中に、大学構内で5回、学外で3回講演会ないし演説会を開催した。また1921年4月には、平貞蔵、新明正道、蠟山正道の新人会員に長谷川如是閑、大熊信行を加えた一行が米沢市、山形市に講演旅行に出かけている。

新人会はこの時期、急進的な労働組合による労働争議に注目していたので、労働者と交流し労働講習会をひらき、講師などを務めた。また1920年11月22、23日には、赤松克麿、門田武雄は、麻生久とともに足尾に向き労働者に演説をした。そして1920年末から1921年正月にかけて、三輪寿壮、嘉治隆一^{しょうばらとおる}、莊原達、千葉雄次郎の4人は北海道に向かい、小樽、札幌、夕張、真谷地をめぐり現場の肉体労働者たちと交流した。こうして新人会は赤松や門田らの指導のもと、労働運動に積極的に取り組んでいった。

『同胞』は地方支部員との連絡を密にし、その活動を積極的に紹介した。この時期の地方支部は、小樽支部(責任者・河野鋭一)、秋田支部(同・佐藤賢太)、金沢支部(同・示野吉三郎)、能登支部(同・加藤耕一)、福井支部(同・東次市)、京都支部(同・船越基)、大阪支部(同・河西太一郎)、広島支部(同・丹悦太)、佐世保支部(同・小池行松)、熊本支部(同・米村徳三)であった。熊本支部には印刷工から後にプロレタリア作家として有名になる徳永直がいた。彼が作家としてデビューできたのは新人会との接触が機縁であった。なお各支部の活動については、酒井正文の『『同胞』時代の活動』⁽¹²⁾を参照されたい。

ところで当時、雑誌の発行・編集責任者を悩ませたのは、政府による検閲と弾圧であった。雑誌を発行するためには新聞紙法により2,000円という多額の保証金を積まされたうえ、たえ

ず検閲や発禁処分におびやかされなければならなかった。実際、新人会の発行した機関誌3誌のうち、少なくとも11冊が発禁処分を受けた。ただしこの処分は、購読者に大部分が配布された後に下されたので、機関誌配布という点ではたいした実害はなかった。しかし、記事を書いた会員や編集責任者は多額の罰金刑をくらったので、それは新人会の財政に多大の負担をもたらした。

新人会のもう一つの活動の柱は講演会であった。学内演説会、地方遊説、東京での学術講演会などがそれである。学内演説会では会員による講演だけでなく、ジャーナリストおおば かこうの大庭柯公、無政府主義者の石川三四郎、キリスト教社会運動家の賀川豊彦、哲学者の阿部次郎など、外部から有名人の講師が呼ばれた。地方遊説にも長谷川如是閑など著名人が協力した。学術講演会では櫛田民蔵、大山郁夫、有島武郎、森戸辰男、室伏高信、北沢新次郎、吉野作造をはじめ当代の有名人が壇上に立った。そして講演内容は後に本にして出版された。

新人会のもう一つの活動に労働運動への参加があった。麻生グループの友愛会への参加が、新人会を労働運動の参加に導いた。麻生グループは労働者と生活を共にすることによって直接人民のなかに入っただけでなく、友愛会を急進的に改革する先頭に立った。また新人会が労働組合の結成にも関係したことは前に述べた。

しかしさまざまな社会情勢の変化が、新人会の活動に影響を与え、初期の理想主義的な空気を保つことは容易ではなかった。新人会は学生の組織であったため、卒業のたびに指導者が入れ替わり、それとともなって組織とイデオロギーが変わるという傾向があった。新人会では、先輩は卒業しても会の運営に参加するという慣わしが受け継がれていた。だが卒業生と在校生の役割・責任分担が明確でなかったので、セク

ト主義におちいる危険性があった。

なかでも赤松克麿は1919年7月に卒業した後も、新人会の中心幹部でその主導権をはなそうとしなかったため、卒業生の多くはそれを喜ばなかったという。そして卒業生の間に赤松を中心とする労働運動に熱心な「実践派」と、学究的な「研究派」と呼ばれた二つのグループが生まれ、「研究派」が卒業生の多数を占めた。そしてついに1921年後半にはいって、新人会を純粋に在校生だけの組織に改組するという重大な決定がなされた。後に「ナロード宣言」と呼ばれるようになった宣言が、『ナロード』1921年12月号の巻頭に「新人会3周年」と題して掲げられた⁽¹³⁾。この改組により新人会の規模は約50人から20人以下に減少した。機関誌『ナロード』は1922年4月まで発行され、以後は新人会の出版・研究機関としての機能は「研究派」の卒業生たちに引き継がれた。このグループは社会思想社を立ち上げ、月刊誌『社会思想』を刊行した。一方、新人会の学生たちは大学にもどり、学生のための全国組織を構築することにつとめた。(つづく)

参考文献

- (1) 奥平康弘『治安維持法小史』岩波現代文庫 (2006)
- (2) 中村新太郎『日本学生運動の歴史』白石書店 (1976)
- (3) 田澤晴子『吉野作造』ミネルヴァ書房 (2006)
- (4) 佐々木敏二「『新人会 (前期)』の活動と思想」『キリスト教社会問題研究』13号、同志社大学人文科学研究所 (1968)
- (5) 中村勝範編『帝大新人会研究』慶應義塾大学法学研究會 (1997)
- (6) 石堂清倫、豎山利忠編『東京帝大新人会の記録』経済往来社 (1976)
- (7) 高木秀男『近代日本の教育政策と科学技術体制』

- 学問思想の自由と科学者の社会的責任—上,
下』科学堂 (2011)
- (8) 加藤文三『渡辺政之輔とその時代』学習の友社
(2010)
- (9) 吉田博司『『先駆』の思想』『帝大新人会研究』
慶應義塾大学法学研究会 (1997)
- (10) 社会科学辞典編集委員会編『新版社会科学辞典』
新日本出版社 (1978)
- (11) 酒井正文『『同胞』の思想』『帝大新人会研究』
慶應義塾大学法学研究会 (1997)
- (12) 酒井正文『『同胞』時代の活動』『帝大新人会研
究』慶應義塾大学法学研究会 (1997)
- (13) スミス『新人会の研究—日本学生運動の源流—』
東京大学出版会 (1978)



編集後記

本号は、巻頭に福井大学未払い賃金等請求訴訟の資料として控訴理由書을載せた。福井大学未払い賃金等請求訴訟は、2013年11月11日に提訴された本裁判である。法廷では、原告団長の山根清志氏をはじめ、森透氏、月原敏博氏、町原秀夫氏、熊谷高幸氏が意見陳述を行なった。裁判は当初、大飯原発3、4号炉運転差止請求事件で歴史に残る画期的な判決を出した樋口英明裁判長のもとで始まった。だが樋口裁判長は途中で名古屋家裁に異動（事実上の報復左遷）となり、裁判長は最高裁事務局から原発再稼働のために送り込まれた「エリート裁判官」（別名・平目裁判官）の林潤裁判長に交代した。そのため不当判決が出ることが予想されたが、案の定、2017年2月22日の判決は、始めに結論ありきの不当判決であった。原告団は控訴を決定し、裁判は名古屋高裁金沢支部に移されることになった。本号に掲載

した資料は、その控訴理由書であり、一審判決の誤りを全面的に指摘している。ぜひ多くの人に読んでいただきたい。

前号は、庄野義之先生追悼小特集号としたが、そこで櫻井康宏氏が、庄野先生が主宰した「論理を探る」という研究会でメンバーにくばったメモについて紹介してくれた。その紹介に興味を覚えた私は、櫻井氏からメモを送っていただいて読み、原子核理論の専門家であった庄野先生の晩年の興味や勉強について知る貴重な遺稿として発表する価値があると考えた。未完成のメモであるが、「ゆらぎ」と「多様性」という見地から、分野の違う学問を統一的に把握しようとした試みとして興味深い。

私の「学生運動の源流「東京帝国大学新人会」は、現在の学生運動の停滞を憂慮し、あらためて学生運動の原点を振り返ってみようという試みである。3回連載の予定である。ご批判を請う。
(高木秀男)

福井の科学者	第128号	2017年6月15日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価500円	
連絡先	〒910-3190 福井市江上町55字鳥町13-1 (郵送の場合) 福井医療短期大学 看護学科 680円 森 透 TEL: 0776-59-2204(代表) FAX: 0776-59-2205 E-mail t-mori-fcm@krf.biglobe.ne.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 18 - 15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター^{なごみ}「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒 915-0847 福井県越前市東千福町 21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp